

第15日目(3月16日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。本日の日程は配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、第79号議案 平成18年度南魚沼市一般会計予算の歳出の審議を続行いたします。第10款、教育費に対する質疑を続けます。

阿部久夫君 1点だけお聞きします。201ページの特色ある学校づくりの補助金。昨日、寺口議員から質問があって大体のことはわかったんですが、教育長の答弁だと学校からの要請があったときというような答弁でありました。私たちの地域でも非常にいろいろな学校でも地域で取り組んでいます。冬になるとやっぱり雪と遊ぼうとか、地域と一緒に雪像づくり、また夏には農業体験、またいろいろな地域の歴史文化、伝統等のそういった様々な事業をやって素晴らしいなと私は感じています。そういった中でその特色ある学校づくりというものは学校の先生と生徒と一緒にやる事業であるのか、それともさらに突っ込んで地域全体で取り組んでやっていく事業なのか。そこら辺をもう少し詳しく答弁お願いいたします。

教育長 これにつきましては特に教師と児童、生徒とか、そういう限定はしておりません。とにかく学校の判断で地域の子供たちに、私どもが考えております学校教育の方針に沿った充実した教育をやっていくうえで、どれが一番必要かというふうな観点で計画を組んでいただいてそれに対して予算上の措置をしていくと。こういう趣旨でありまして、これではなければならないとか、そういった制限は設けておりません。詳細について学校教育課長から答弁します。

学校教育課長 特色ある学校づくり事業につきましては、今ほど阿部議員さんが言われましたように、各学校ともそういった内容で地域に密着したあるいは歴史とか、そういったものを取り入れた内容を入れております。

例を言いますと、北辰小学校さんの場合ですとテーマを「白と緑の世界に学ぶ北辰小学校」と。そういうテーマを設けまして、白という感じでは雪ということでスキー関係の内容ですね。それから緑ということについては稲作体験学習だとか、学校林活動といったどちらかというところの地域ということでスキー関係、あるいは農業体験、あるいはそういった歴史、そういったものに対する取り組みが多いようであります。

時間的には総合学習だとか特別活動とか特別学級ですか、そういう時間を利用した中での活動内容となっております。

阿部久夫君 よくわかりました。しかし今までこの総合学習というものが最近見直されて、だんだん変わってきていると。私はでもやはり授業目的であれば郷土を愛し、そして郷土のためにということは、これからの子供たちは地域の宝でもあり、当然やはり地域に残っ

てこれからまた頑張ってください。これが私たちの将来の夢でもあります。

そうした中、総合学習がなくなった中でやはりこの特色のある学校づくりということは、最初見たとき非常にこれはいい事業だなと私は感じたんですが。そういった事業で他の学校の、これはいろいろな事業がありますけれども、やはりそういったものにきちんとした事業づくりにしていただきたいと。そういうふうに思って終わります。

遠山 力君 それでは213ページの一般備品購入に関連してお伺いします。学校に不審者が侵入する。これがどうしても避けられないこともあるということで、学校に不審者対応の品物を備えていただいているわけです。その中で去年もお話がありました押しボタン式の、ずっと押すと即座にいくやつと、それから催涙スプレー。これらについて、あるいはその他の用具につきまして、どのように予算上に盛られているかお伺いします。

学校教育課長 不審者対策といたしまして、17年度できまして六日町地域、大和地域にはそれぞれ玄関のところにモニター付きインターフォン、それから自動オートロックというかたちを整備したわけでありあります。これは塩沢地域の方にはありませんので塩沢地域の方にも広めたいということで考えてはおりますけれども、こちらについては当初予算には盛ってありません。これからの話ですのではっきりは言いませんけれども、補正とかそういった内容でもって対応をしたいということで当初予算のところには今のところのっていないと。そういう状況ですけれども、担当課といたしましては塩沢地域の方におきましてそういった対策をとっていききたいと、そういうふうに考えております。

遠山 力君 その対策も大変ありがたいんですが、実際教育現場の教室とかそれから体育館などにおいて即座に対応できるということで、昨年お話がありましたのは携帯用の押しボタンですと2校に買ってある。けれどもあとの諸は考えている最中だということでありました。催涙スプレーですか、これですと4校に配置してあるけれども、あとのところは考えている最中だと。非常に有効なものであるので揃えたらどうかというお話があったんですけど、そこら辺についてのお考えを伺います。

学校教育課長 携帯用押しボタンにつきましては、現在2校ということですが、これはちょっとシステム的なかたちがありますので予算がかなり伴うわけです。これについては今は2校ということですので、予算が伴いましたら整備していききたいと思います。

その他に有効な手だてといたしましては、催涙スプレーという話が総務文教委員会でもありました。これについてはそんなに高いものではありませんので、学校予算の中で十分買えると思います。そういったことでまた整備していききたいと思っております。

岩野 松君 2～3点お願いします。最初は207ページの子供センターのことです。子供センターの中身がちょっと見えにくかったんですけども、今現在どういう人たちがここに通ってきているのか。それと学校に通えない子供たちの数というのは今、どれくらいいるのか。もしわかったらまずお願いしたいと思えます。

次は219ページの各種大会出場者のことですが、ここには中越、県、全国大会の出場者の補助金が若干増えたのかなということではありますが、特にいろんな方でスポーツさ

れる方の負担が大きいというのは、いつもよく聞かれるところであります。そして今回、小学生でもスポーツサークルの中では全国大会に行く方も出ているというふうなことを聞いております。一生懸命やってそうなることはいいことですが、うちの子供を育てる頃は中学生で全国大会というのはなかったのかなという思いです。

確かにそうやって全国の覇者をそういうかたちですれば、次のいろいろな大きな大会へのステップになるという意味では、特別反対するものではありませんけれども、特に義務教育内でのこういうことへの動向について、非常に負担が保護者も増える、そして自治体も増えるというかたちであります。そういうことでの見解をちょっとお聞かせいただければと思っています。

それと229ページの図書館運営費の問題です。どなたかもしましたが図書館というのは非常に自分の内面を高める部分での分野ですが、プライバシーの問題がたくさんあります。それで図書館ではインターネットはとってもらえるというふうにお聞きしたんです。今、少なくなったのかもしませんが、パソコンでインターネットからのいろいろな情報をとってもらったとき、係の人をお願いしなければならないということだったんですが、今もそうなのかどうかお聞かせください。

それともう1点は、どこで質問したらいいのかなという思いだったんですが。保管が駅の中の前は展示館ですか、駅にある観光協会が保管していたんですけれども、そこに保管してあるということでちょっと社会教育に関係あるのかなという思いで質問させていただきます。

蝶々ですが、「ギフ蝶」というのがあるのだそうで あるのだそうでという言い方でまことに申しわけないです。これは日本にしかない蝶々ですが、非常にこの魚沼市内にいっぱい生息している。日本国中ここしかないというものではないのだそうですけれども、かつてうちの近所隣の平賀壮太さんが学生のときにオオゴマシジミを発見した、その流れを汲んでいる人たちからの思いですけれども。

それがカタクリが咲く頃、蝶々になって、春一番の蝶々だということでそういう筋の人たちからは非常に歓迎されていて。しかもツアーまではないんですけれどもここではいっぱい捕れるからというのもあって、そういう思いでやっているという人たちもなきにしもあらずなんです。段々減っている。この間テレビでもちらっとそんなのを言っていましたけれども、段々減っている。ぜひ擁護する立場に、市として立てないかなという。昔は「ここはそういうのが出ますので、みだりに捕らないでください」という看板もあったそうですけれども、今はそれも見えないということですがどうでしょうか。以上4点です。

教 育 長 義務教育の段階における各種大会への参加についてどう思うかと、こういうことでありますのでこの点については申し上げたいと思います。義務教育課程におきましては、小学校では小体連、中学校では中体連等々で各種大会を実施しております。何といいますが、競技だけに熱中してしまって他の学校での活動がおろそかになるというふうなことがもしあるとすれば、それは行き過ぎたことだと思いますが、各段階においてそれぞれの競技力、あるいはスポーツというものに対するの関心、興味というものを高めていく。それ

についてはやはり小学校では小学校段階での大会、中学校では中学校段階での大会があって、私はいいだらうと思います。その結果として素晴らしい成績をあげて県大会、全国大会に出場される。これも大変素晴らしいことだと私は思います。教育に及ぼす影響という点では、私は今のやり方だったらむしろいい影響があると、こう思っております。

ただ問題は特に全国大会等になりますと、ご指摘にありましたように参加費がかかる。それを例えば教育委員会の予算で全額みることができるといわれますと、そこが問題でありまして、そこまではできないと、こういうことになります。

ですから競技に親しんでいる段階でも当然経済的な負担はかかっているわけでありまして、上の大会に出場するようになればなるほど費用もかかるということでありまして、なにがしかの補助というふうなことで予算化をしてくれているところでもあります。これで十分かどうかというのはまた議論が分かれるところかと思いますが、私どもといたしましては、せっかく頑張って努力して、いい成績を修めて上位大会に出場できるという方には、予算の範囲内でできるだけの援助をしていきたいと、こんなふうに考えております。教育的な問題としては、特に現状の活動であれば教育上の問題はないと、こんなふうに考えております。

それから「ギフ蝶」の件であります。これも詳しくはこの後、課長が答弁いたしますが、私どもが記憶の中では確かに「ギフ蝶」が昔はいっぱいたなという感じがあります。食草といいますが、特定の植物の葉っぱを餌にして生きているということだと思しますので、そういう環境が失われれば残念ながらこの蝶々も減っていくだろうし、それから乱獲というふうなことがありますとやはり減っていくだろうと思います。ですからこれを守っていかなければならないという基本的な立場では、私どもも先輩と何ら変わるところはありません。

ただ、ここにはこういう貴重な蝶が生息しているから捕らないでくださいという看板を立てることについては、私は若干疑問があるんです。何ていいますか、その看板を見ることによって「ああそうか、ここにはそういう蝶々がいるのか」と、こういう人も出てきます。「ここはカタクリの群生地です。絶対に採取しないでください」と看板が出ていても、その看板の足元から根こそぎ採られているという例が各地であります。私どものモラルの問題につきるわけでありまして、かといってそこで採取した者から摘発して罰金をとるといふ、そういうわけにもいかないようでありますので、ひとりひとりの自然を大切にするという意識を高めていくようなことで何とか対応してまいりたいと、このように思っております。

社会教育課長　　まず1点目の子供センターの関係でございます。この対象者は健常者といいますが、普通の子供さんでありまして、今現在、六日町の17号線沿いにございますが、一応対象者は北辰小学校、それから六日町小学校の子供たちが利用すると。いわゆる子供たちの居場所づくりとかたちの機能等々でございます。ちなみにそこでは児童教育としまして、子供放送局等々を通じて情報を提供しているということでございます。

それから不登校の方の関係でございますが、大和、六日町、塩沢3つのところでそれぞれの支援センターを持ってございます。六日町が多くて4人くらい。大和、塩沢につきましては大体1人、2人というようなかたちの中で、それも長期にずっとそこに居座る感じではご

ざいませぬ。大体半年とかそこらでもって入れ替わり立ち替わりで学校に帰ったり、またちょっとこういろいろな関係があつて、またその支援センターの方へ来たりという状況で移動があるというかたちでございます。

それから図書館の関係、インターネットの関係でございます。実は今、図書館の方ではインターネットで職員が検索をしながらというかたちのところはございません。ただ18年度から3つの館、図書館つまり大和、塩沢の図書室をシステムでつなぎまして、それぞれの図書が見られるようにというかたちのところは今、進めておりますので18年度からは対応できるかと思ひます。そんなところでございます。

岩野 松君　　じゃあ子供センターは私の勘違いだったのか、いいです。不登校の子供たちはこの4人とか1人が2人くらいということで、そんなに多くないということですが。二日町のセンターではそこまでいかない子供たちが今、通っているということはないかどうか、もう1回お聞きします。

それと、では図書館のインターネットというのは、自分でできる人は自分で検索して、それを印刷することも可能だというふうに考えていいわけですね。そこをもう1回お願いいたします。

それと先ほどの大会出場に関しては、おおむねそういうかたちで推移するのは望ましいということであるんでしたら、やはり特に旅費やそういうのに関して全国大会というのは非常に高額なあれになります、できるだけの援助をしていただければという思いで終わらせてもらいます。

最後の「ギフ蝶」の問題です。看板を立てると返つてそれが反面になつてというふうな言い方もありましたけれども、もうそういう通の人たちは本当に全国的にいろいろ調べていて、今インターネットもあつてなんです、本にもいろいろ本当にたくさん出ているらしいです。私は全く聞かせてもらうまでわからなかつたんですけども、確かにカンアオイと言うんですか、コシノカンアオイという草に寄生をしてそれによってその蝶になるということで、それがなくなるとだめだと。それと林の中ではあるけれど日当たりのいい場所を好むとか、そういうのがあるそうです。

特にこの南魚沼市ではカタクリを非常に推奨しながらカタクリの里を作ろうということの中では、それも一緒に合わせたかたちでそういう方向で、そしてそれを保護するということが、本当にその人たちは春一番の蝶ということで縁起がいいと。それを見つけて捕れば今年はずきだという思いで来られるということも聞いております。そういうのも含めてどういふ対応をとるかというのは、私もクエスチョンですけども、できたら日本にしかない蝶々であるということも含めて保護の方向をとってもらえればと思ひますが、以上です。

社会教育課長　　1点目の二日町のセンターの関係でございます。そこにいわゆる教育新教室というのが入つていまして、不登校の児童、生徒の対応をしているというかたちで、先ほど申しました六日町管内のなかの3～4人ということ。ちなみに大和町の方でも同様な教室がありまして、それは大和中学の前の旧寄宿舍の施設を利用しているということ。そ

れから塩沢の方では、塩沢の地区センター、つまり公民館の中でその教室がありまして、対応しているというかたちでございます。

それから2点目の図書館の方の関係は現在そのシステムが入っておりませんので、検索のしようがないというかたちの状況でございます。以上です。

学校教育課長 不登校の数につきまして、今ほど社会教育課長から適応指導教室に通っている方の人数が言われたわけですが、その他に学校にもどこにも通わないと。家にいると。そういう不登校もいますので、その数について説明させていただきます。16年度の内容でありますけれども、小学校で12人。中学校で31人。合計43人の不登校の方がおります。

その中で今ほど言いました二日町とか大和の教室へ行っている方が6名であります。全欠の方が13名。その他は学校に行くけれども、保健室だとか相談室だとか、そういうところに通っているという方が若干見えるという、そういうふうな状況です。

腰越 晃君 213ページと217ページに記載されております特殊教育就学援助事業。これについてお伺いをしたいんですが。まず設置の基準について。これ従来は特殊学級ということで授業やられてきたわけですが、名称が変わったという内容の中で、支援を必要とする児童、その支援を必要とする内容について。それからもう1つは、例えば従来であれば各学校2名くらいいれば特殊学級が設置されたという、そういった基準 これは明確なものかはわかりませんが、あったように思うんですけれども。そうした対象児童の人数による設置基準。この2点についてご説明をお願いいたします。

学校教育課長 特殊学級の設置基準という内容だと思うんですけれども、これにつきましては設置するかしないかは県の教育委員会の方で決める内容であります。特殊学級のなかにはその知的、情緒、身体的な不自由とそういういろいろな3つ4つくらいのクラスがあるわけですが、そのクラスによっても設置するかしないかといった内容が違ってくるようであります。

今ほど話がありましたように、今までですと知的、あるいはそういった方が2人くらいあると1クラス設置するという、そういう許可が出たわけです。そういった基準につきましても、今回おそらく中之島小学校だと思うんですが2人おりまして、新設を希望したんですけれども設置ができなかったとそういう事情がありました。これらにつきましてはある程度の基準はあるかと思えますけれども、設置するかしないかについては県の方で人数等を把握した中で決められると。そういう内容であります。もう1点はこういった・・・もう2点と言いましたが。

腰越 晃君 今、知的、情緒、そういった区分けで言われましたけれども、横文字なんかで最近いろいろ、これは国の方からですけれども支援する内容というのはもっと広範に複雑になっていると。そういうところに支援が必要であると言っている。しかし自治体にしてみれば、じゃあその裏づけとなる教員採用のための財政的な裏づけとかそういったものが全然手当てされていないと。そういうところで若干のジレンマがあるんじゃないかなというよ

うなところを感じたものですから、その内容についてどのようにとらえているかをお聞きしたわけです。

あとできれば、県の権限ですから県が決めることなんだろうと思いますが、あわせて市としてのこういった児童に対する支援をどのように考えているのか、基本的な考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

教 育 長　ご指摘にありましたように、近年、国も県も特別支援教育の充実というふうなことをしきりと言っておりますが、実態としては財政的な裏づけをしてくれませんので、ほとんどが市町村の負担になっております。全部とは申しません。そういうことでの例えば教員の加配、加えて配当するとか、そういったふうなことも一部ではありますから、全部とは申しませんがほとんどが市町村の負担になってきております。

私どもの市、あるいは旧六日町を例に引いて申し上げますと、特殊学級に入れる入れないは、これは保護者の方の意向も尊重しなければなりませんので、相当なハンデをもっているんだけど、うちの子はどうしても普通学級で教育を受けさせたいと。そういう意向の保護者の方が大勢おられます。

ただ、前回の話でちょっとどなたかの中でもありましたが、学級によって40人を抱えているような学級も当然あるわけでありまして、そこに1人で座っていること自体が困難だというふうな子供さんを受け入れてしまいますと、教師1人では全く動きがとれなくなる。そういうときに例えば介助員ですとか、あるいは普通学級の方には介助員といわずに、特別支援の非常勤講師とか言いましたか。そういったかたちで市、あるいは町の単独費で臨時に雇用した方からお世話いただくというふうなことで対応してまいったところでありまして。

おそらく今、一過性の問題ではないと思いますので、しばらくこういう傾向は続くと思いますから金がかかりますけれども、そういう方面での支援をとまなう予算というふうなものも、これからどうしても増えていくんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

ただ、その障害を抱えた子供さんがその普通学級で勉強すること自体は、やはりそのこと自体はいいことだと思うんです。ですのでその障害もっている子供さんに大きな負担がかからないように、あるいはまたそのことでまた担当が重すぎる負担を被らない、負わないように。その辺のところを配慮しながらこの特別支援教育の充実ということは進めていく必要があると、こんなふうに考えております。

牛木芳雄君　それでは2点お願いいたします。まず1点目は、小学校のスキー授業についてです。アルペンの授業についてどういう取組みをしているか、まず1点聞かせていただきたい。

それから児童、生徒のパソコンの台数は、全児童、生徒に多分配置をされていると思うんですが、教職員に対するパソコンの配置状況がどの程度進んでいるか。この2点をまずお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長　1点目の小学校のスキー授業の関係であります。小学校では市として冬の体育におきましてはクロカンの方を主体にやっております、スキー場等に行つてのアル

ペン授業につきましては、シーズン中1回、あるいは2回と、そういった状況であります。

それからパソコンの台数ですけれども、パソコンの教職員に対する配置状況という件であります。これについては現在のところ教職員の方のパソコンまで整備されておらないで、個人持ちのパソコンで処理していると、そういう状況であります。できれば公で、ということはお考えしておりますけれども、今現在はそういう状況であります。

牛木芳雄君　それではパソコンの方から先にお願いたいんですが。多分各学校にはほんの何台かしかパソコンがないんですね。今、まさに個人情報という観点から、最近すごく問題になっているのは個人情報の流出ということにして、連日報道されているように、個人情報が大量に流出をしていると。官民間問わずそういうことで、大企業の皆さん方は公の場で謝罪をしているということが繰り返されているわけです。これは小さい企業、あるいは小さいところから比べると、もう氷山の一角ではないかというふうに私は思っているんです。

今、問題になっているのは、このウィニーというソフトをパソコンのなかにインストールしておく、それがネットワークでつながってファイルを交換するというふうなソフトだそうあります。非常に便利だけれども危険、あるいは法にも触れるかというふうな話もあるわけです。

こういう心配は、といいますか。おそらくそういうものをインストールしているパソコンを自分の個人のなかにはしていないと思うんですけれども、もしそういうことがあって流出すれば大変だというふうに思っているんです。

今、教員の皆さん方は非常に忙しくて、毎日、ときには仕事を家に持ち帰って自分のパソコンでやっているということも話を聞いているわけにして、非常に危ないなというふうに私は思っているんです。ということは今言ったように各学校には何台かしかパソコンがないわけにして、仕事は多分自分のパソコンでもって仕事をしている。学校で使った情報を取り出してメディアを家へ持って帰って自分のパソコンですということもあるわけですし、あるいは車のなかに置いたパソコンを盗難にあってということも度々報道されているわけです。そういう管理についてどういう対策をしているのか。

あるいは今後、今、課長が言いましたようにそのパソコンの配置ですね。そういうのを希望しているというふうに私は教職員から聞いたんですけれども、そういう予定、見通し等も含めてお願いをしたい。

もう1点、スキー授業ですけれども、六日町時代もかなり私の先輩の片桐議員からは、アルペンの授業について何回も何回も質問をしたり、やるべきだというふうな話を聞いたわけですけれども。私は思うなれば、皆さんから見るとこの雪国で生まれた雪国の子供たちは、もうアルペンは上手なんだというふうに認識をしていると思うんですけれども、なかなかそうはいかないということがあるわけです。クロカンは夏場、とんで歩けばどこでもとんで歩かれるわけですが、雪を利用したアルペンの授業にやはりもう少し力を入れてやるべきではないかなというふうに思っているんですが。そこらも含めて2点をお願いしたいと思います。

教 育 長　1点目、2点目とも認識としては全く同感であります。ただ、なかなか難

しい部分があるということをごこれから申し上げさせていただきます。

スキー授業でアルペンをもっとやれと。全く同感であります、一番の障害になりますのが、アルペンの場合ですとどうしても移動時間が長くなる。グラウンドでやるわけにはまいりませんので。そうしますと道具を一式持ってちょうどよくバスが手配できたとしても、バスに乗り込んで、スキー場まで行って、降りてということなんです。そこで他の授業時間数も確保したい。それから例えば決まって1週間何時間という決まり、制限を受けて制限ということじゃありません、決まっている体育の授業の中で十分な運動量を子供たちに確保したい。そういうふうなことになると思います、どうしても手軽にグラウンドでできるクロカン、クロスカントリースキーというふうにならざるを得ないというのが今の実態であります。

だからそのままがいいとは申しません。もう少し、例えば冬期間の授業の時間の中でゆとりを持つことができるような、年間の授業時数の配分とかも工夫する中でアルペンスキーにももっと親しめるような、そういう条件をつくっていく必要があるだろうと。こんなふうにしております。

そんなところで、アルペンスキーをもっとやらせたいけれども現状では1週間の体育に使える時数が限られていて十分な運動量を確保させようとする、アルペンがどうもやりづらい。こういう状況だということをご理解をいただきたいと思えます。

それから2点目のパソコンであります。これについては全くご指摘のとおりです。最近はいさなことに聞かませんが、通勤途中で車のなかにパソコンを置いて買い物に入った際に盗まれたとか、そういったのは全国あちこちでありました。新潟県教育委員会では個人持ちのパソコンで仕事をしていることも全部認めているわけですが、そのうえでパソコンを持ち歩いちゃならないとか。あるいは例えばフロッピーですとか、CDですとか、そういったものも持ち歩いちゃならないとか。あるいはそういった情報を持ち出すときには学校のなかの規則で所定の手続きを踏んでからにしないと。というふうなことをやっております。

私としては表向きはそれが守られているから事故になっていないんだと、こういうふうに思いたいところでありますが、しかし実際問題として自分のパソコンを職場に持ち込んで仕事をしていて、そして仕事はいつまで経っても終わらないわけですね。そういう状況で管理職からは例えば何時までには帰れとこう言われていると。なれば、仕事が間に合わなければ持って帰る。これはもう人情だと思えます。

ですので、そういうふうに一生涯懸命やっっているが、もし事故にあったときには責任を追究されるというような今のシステムではだめだと思えます。ですから今約、26校で約400人の教職員の皆さんがおられますので、一気に、一度に全部というわけには当然できないと思えますが、3年計画くらいでなんとか配備ができればいいなと、こんなふうにしております。

また、まだパソコンが配備されていない、要するに個人持ちのパソコンで仕事をしているということが前提だからだと思えますが、手書きの書類というふうなものもまだまだ相当中に行き見ておりますとありますので、そういった方面での事務の合理化、省力化といい

ますか、そういったことも進める必要があるだろうと思っております。

理想を言えば、学校の教職員の皆さん、教員の皆さんにはできるだけ子供と一緒に触れ合う時間を確保したい。事務にかかる時間というのは極力削減していきたいと。これが希望であります。そういったふうにことに役立つようにシステムを考えながら検討してまいりたいと。できることであれば一日も早く実現したい。こんなふうに思っております。

牛木芳雄君 1番のスキー授業に関しては、これからの課題だということでもわかりました。

それからそのパソコンの件ですが実際問題、持ち歩くな、メディアを持ち歩くなということになると、学校で仕事をして家へ持っていく場合にも、何かの媒体に記録をしないと持って帰れないわけですから当然行き来をする。学校から情報が外に出て自宅へ帰る。こういうことになるわけですね。今、こういう状態ですから、きちんとやっぱり管理をしていただく。それに頼らざるを得ないというふうに思っているんです。

先般、官房長官も職員に対してはウィニーというソフトを入れるなど。削除しろというふうなことを会見で言ったようですが、よもや多分、そういうパソコンにはこのソフトは入っていないでしょうか。そういうのを確認する手だてというのは、個人的なものだからそこまで踏み込まれないのか。あるいは踏み込んでならないのか。あるいはいいのか。仕事と個人的な その機械は個人的なこともしますし、いわば公的なこともするというものですから、そこまで踏み込んでいかれるのか、いけないのか。そこらの認識はどういうふうにお考えでしょうか。

教 育 長 このウィニーというソフトをインストールしてあるかないかということの調査の可否という点であります。実際問題、今現在やっておりません。やっておりませんがただ現実には個人持ちのパソコンだといいますが、それで個人情報を取り扱う仕事に使っている限りは、そこからそういう何らかの事故でそういったものが流出した場合、責任を問われるのはその所有者であるご本人になってしまいます。その辺のところを十分説明して理解していただいたうえで、入っているものであれば速やかに削除していただくようなそういう指導をいたします。

もしかしたら私どもが知らないだけで、県教委の方から以前にそういうふうな指導が出ていて、既になされていることかもしれません。ただ、私どもの立場でももう1回それを念押ししてみたいと思います。

笠原喜一郎君 2点だけお聞きをいたします。239ページの保健体育費の長森総合野外運動広場のことでお聞きをいたします。管理費80万円がついているわけです。1年ほど前でしょうか、中央工学校の方からこの利用について提案というか、計画書が提出をされるというような話を市長からも報告があったわけです。今現在のその整備計画というかがどの辺までいっているかをお聞きをいたします。

それから2点目は同じく歳入のときにも聞きましたけれども、学校給食費のことであります。ここに自校方式というのと給食センター方式ということで書いてあるわけですがけれど

も、賄い材料費が75万円という、これは後山小学校であったということであります。しかし、塩沢は自校方式であり六日町と大和町はセンター方式という中で、どちらがいいとか悪いとかということではなくて、どういう実態であるかということを中心に我々も知る意味からして私はやはりここにきちんと載せるべきだろうというふうに思っています。

それで行政報告の中にも、センター方式の部分については資料として添付されているわけですが、自校方式については全くないわけです。そうすると自校方式はどういうふうなことでやられているのか全く我々はわからない。だけれどもこの自校方式の事業費の4,300万円というのは、これは決して後山だけのものではなくて塩沢の部分も入っている予算だと思っんです。その辺、予算の編成、仕方を、やはり歳入に入れる。そして歳出に計上するというかたちが、私はあって然るべきかなというふうに思いますけれども。その2点をお聞きいたします。

社会教育課長 1点目の長森の運動公園の件でございます。一応総合計画の中で、いわゆるスポーツ施設というような中でのその位置づけをしておりますが、具体的な計画等々はまだ進んでおりません。中央工学校の方の計画等々もまだはっきり出てきてはおりません。以上です。

学校教育課長 給食費の関係でありますけれども、塩沢町さんの方の賄い材料費は一般会計をとおしてないわけですし、それぞれの自校でもって給食費を納めていただいて、それぞれ自校の中で学校において賄い材料は調達していると。いわゆる市の方を全然通さないで独自にやっているということで、この一般会計を通してないわけです。そういったことで塩沢町さんの方はずっとやってきたということで18年度はそういうふうにしたわけですが、どちらがいいのかということについてももう少しまた研究させていただきたいと思っます。

笠原喜一郎君 まず最初に長森の方ですけれども、そうすると計画書の提出がまだされていないわけですか。それを受けてある程度具体的にどの辺までいっているのかということをもう1回、ではそれは市長からお聞きをいたします。

それから予算の編成の中で、我々は議員必携や何かを見ると全ての収入及び支出は計上するとここに書いてあるように、総計予算主義という原則があるわけです。それで給食センターの場合も、給食費として納めた金額と賄い材料費として支出をする金額というのは違ってきますよね。塩沢が仮にプラマイゼロだということと言っても、私はそこに何らかの差異も出ているとわけだと思っますし、これから果たして我々議会が判断をする意味からしても私はそういうかたちにすべきかと思っますが。財政課長の方からその辺についてはお聞きをいたします。

市長 長森地区の野外運動広場の利用関係で、私が就任以前に確か中央工学校に測量の実習地も含めて依頼をしたという部分。それは一応出てきましたが一般的な運動広場的な構想でありまして、しかも我がこの雪国にそれがそぐうかといっますと、非常にある意味雪国を除いた部分では理想的な運動広場としての使用方法でどうだという図面が出てき

ました。これは一考に価はいたしますが、とてもとても採用できないということ。一部分的には採用できる部分があるんですけども。

そしてもうひとつは結局塩沢さんを　さんなんて言わないにしようかな。これをすると何かちょっとこう気を使っているというような　塩沢町を合併した後に運動公園的な部分をどこに配置するのかということもありまして、長森のところは一応白紙状態だというふうに認識をしておいてください。そして総合計画の中で来年度だったと思うんですが、野球場も含めた総合運動公園的な部分の調査をしようということで、来年度の方に総合計画の中では、調査費的なことをまず計上しようという思いを入れてあったと思います。ですので今、長森の運動公園広場、いわゆる用地については全く白紙の状態でもう1回検討し直しということでひとつご理解いただきたいと思います。

財政課長　給食関係の賄い材料費の取り扱いでございます。自治法なりあるいは地賤法上の基本的な取り扱いはおっしゃられるとおり、町の予算に計上すべきものという認識は私もしております。ただ、この取り扱いにつきましては、塩沢町ではずっと長い歴史の中でそういうやり方をとられてきたということ。それから合併調整の中で、この給食方法は従来そのまま引き継ぐというようなそういう協議がなされておりますので、18年度は今までどおりのようなかたちでやらざるを得ないという状況もちょっとお考えをいただきたいと思います。

基本的には私も予算計上という方法の考え方を持っておりますので、その辺につきましてはまた今後、関係団体の皆さんと協議をしながらそういう方向に進めたいと思っています。以上であります。

笠原喜一郎君　はい、検討してください。

宮田俊之君　はじめに自分の体調が悪いとはいえ、本会議の方を欠席しまして、大変皆さん申しわけありませんでした。一般質問等を通じまして南魚スポーツパラダイスの件につきましてもずっと質問させていただいておりますが、予算の方で数字があがっておりますのでこの件についてお尋ねしたいと思います。

237ページ、中段にあります運営費補助金ということで950万円計上されております。この中身についてはもちろんお伺いしたいんですけども、この中で人件費的な部分。これは運営に関する人件費が足りなくて補助するのか。例えば施設管理の方も含めて人が必要で、その人件費の補助も含めてなされるのか。そのどちらの人件費について払われるのかという部分をお伺いしたい。

このスポーツパラダイス運営の中で、クラブマネージャーという方に委託費を300万円近くまた別に支出されているというふうに伺っており、この方につきましては県の方の研修を受けて、資格とまでは言いませんけれども、経験者に採択を300万円近くしているということですけども。非常にこの辺が、どういうお金の流れでこの950万円が必ず必要なのかというのが私にはちょっと理解できないので、この細かな点についてお伺いします。

それと年会費についてお伺いいたします。生徒さんが年会費を払いますと、施設の利用料

が無料だとか、主宰教室の参加費が無料だとか、いろいろ特典を設けて年会費を徴収されております。他に別に市内にスポーツクラブの大きなものがあるわけでもなく、なぜ囲い込みのために、この年会費というものを設けて施設利用料というのを安くして、あらかじめの年会費を多くとっていかなければならないのか。私にはちょっと理由がわからないんです。

それと例えば塩沢の方の少年野球の子どもさんに対しても、今回あらたに年会費を徴収するというふうな説明を市民の方になさったということで、ずいぶん「何で今までいらなかったものが、1,000円とられるんだ」と。ついてはそのスポーツパラダイスがどこまでやってくれるかと言いますと、お金の面を少し会計上面倒なところを賄ってくれるけれども、あとは一切合財監督さんに任せるんだということになっておられるようで、なぜそこで年会費を徴収しなければならないのか。

普通であれば、何万人くらいの生徒さんが見込めるので、あらかじめ年会費いくら集めて、固定費のところまわしてということで、ある程度の算出が必要だと思うんですね、この年会費の金額を出すについては。その辺についてはどういうふうな計算をされて年会費という金額を出されておられるのか。

どんどん施設の無料をやりますと、そこからは今度収入が発生しないわけですので、どんどん苦しくなるのではないかというふうに私は思うんですけれども。その部分についてまず伺いいたします。

社会教育課長 スポーツパラダイスの関係でございまして、市の補助の950万円の関係でございます。これは人件費も含めましていわゆるこの事業一切の補助というかたちのなかで、市から支出をしてございます。ちなみにこのスポーツパラダイス事業は15年に立ち上げまして、当時県の補助事業というかたちの中での運営をしてまいりました。県内で22カ所あるかと思いますが、そのなかのひとつでございます。したがってそのクラブマネージャーが約300万円くらい委託というかたちで予定してございますが、そんなかたちの中でございます。

それから2点目の年会費の関係でございますが、なぜ必要なのかというのがまずありあした。これはご承知のように、地域総合型スポーツ事業というかたちの中で、できる限り市のスポーツ事業、教室をあそこに集中をして系統的に運営していこうという趣旨でございます。まず1点はその年会費というかたちのかなで、その事業、ある程度収入が固く見積もれるというかたち。まず1点は事業の事業費といいますが、それを年会費というふうに固定していただくことによって、ある程度年間の予算が見積もれるというのが1点のメリット。それからもう1つは特典といいたししょうか。そこで年会費払っていただきますと、ひとつの教室ばかりではなくて、複数の教室に加入ができるという中で、いろいろの展開ができるというかたち。したがって塩沢町の方でのいわゆる教室、クラブ等々の方もそこに入ることによって、よりスポーツ活動の視野を裾野を広げていけるという状況がありまして、年会費というかたちの中での組み立てということになってございます。

計算そのものにつきましては、運営の全体の中で相当の金額というかたちの中での算出と

いうことでございます。以上です。

宮田俊之君 答弁ありがとうございます。今しがたの最初の補助金の中身についてです。人件費を含めた総額でという話でしたけれども、細かな積算というか中身の方は、人件費とか総務費だとか、広告費だとかいろいろ、そういったもののご説明はないのでしょうか。

それと、ではお伺いいたしますけれども、何万人じゃないですね、何千人の年会費をいただいたら損益分岐点として大丈夫なのか。その辺のことは研究されたうえでの950万円という数字なのか教えていただきたいと思います。

社会教育課長 スポーツパラダイス事業につきましては、一応年間予算2,300万円というなかで見積もっておりまして、大きなのが指導者の謝礼金です。宮田議員も市のスポーツ推進員として、ここでご活躍をされているというわけでございます。

それでどのくらいの会員が行ったら、ようするに運営ができるのかということで、一応見積りで1,800人という会員を見込んでいまして、その中で会費を徴収し、市の方から950万円という予算をいただきながら運営をしていくというかたちの事業でございます。

和田英夫君 それではまずはじめに給食費の関係でお伺いをします。おそらく学校給食法だか何かの絡みで、予備食が2～3食義務づけられておると思うんです。今現在市内の学校ではどのくらいの予備食をやられているのか。それからおそらくなかには大勢のなかだから給食費の未納の児童さんもいるのかなという気がしますが、その辺はどうなっているのかお伺いをします。

それから205ページ教員住宅の関係で、昨日の説明では56戸あるわけですが、これは大体全部の戸数 3戸壊すようですからあれですが、あとは大体皆さん入っておられるのか、いわゆる入居率といえますか。

それから3棟を300万円で解体予定ということですが、市長。いろいろ議論しているわけですけど、これは教育財産から今度はなくなるというわけですから。市内にはいわゆる住宅困窮者が非常におるわけですし、これはおそらくかなり建物も古くはなっていようとは思いますが、平均100万円かけて解体をする方法もあるし、格安で市営とはいわないが、市有住宅くらいにして、「こういうところでよければどうですか」というようなことは考えられないかお願いします。

それからもう1点、昨日も寺口議員、他の方が議論したように、教職研修事業の補助金について私も聞いておったわけでありまして、さらに希望があれば対応するというような答弁も非常に私は前向きな答弁だと思います。さらにまあこれから教員の異動の時期があって、非常に市内には優秀な教職員が来られるということで歓迎しているわけです。ぜひ教職員の研修制度も厚くしながら「できることなら南魚沼市へ行って教職員として頑張りたい」と、こういう雰囲気づくりで市長取り組んでおられると思いますが、さらなるお考えがあるかないか、これをお伺いします。

市長 3戸の取り壊しの件であります。これはとても現状では人から入ってもらえるような状況では、この雪の中でなくなったということで、それで取り壊しということで

あります。今の、これはまたどなたかに賃貸でということになりますと、相当直してやらなければならないということですので、取り壊しを決意させていただいたというところでもあります。あとそれぞれ教育関係につきましては教育長の方に答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

教 育 長 教職員の研修関係につきましては、今おっしゃっていただいたような観点で一層の充実を図ってまいりたいと、このように思っております。学習指導センターの指導主事も1名増強されますし、学校教育課の方に管理指導主事も1名増員されます。

従来、管理指導主事といいますと、教科指導というよりも学校運営の指導というふうなことでありましたが、それと管理指導主事でもそれぞれ専門の教科を持っているわけですから、どういう研修をしたらいいか、どんなふうにやったらいいかというふうなアイデアもいろいろいただきながら進めてまいりたいと思います。

蛇足であります。各学校とも学校独自の研修というふうなこともやっております。学校間の連携というふうなこともまた進めながら、実効のあがる研修の方法ということについても工夫してまいりたいと考えております。

学校教育課長 給食費の予備食につきましては、2食あるいは3食くらいだと思いますけれども、今ちょっと調べておりますのでまた後ほどご答弁させていただきます。

それから給食費の未納についてでありますけれども、給食費の未納につきましては、未納が残念ながらあります。年度末を越えた未納というのが16年度の状況ですと、大和の学校給食センターで3人程度。それから六日町の方で10人程度というふうなことで未納が出ております。これらについては各学校でそれぞれ督促をやっておりますし、また給食センターも一緒になって督促をやっているところでもありますけれども、残念ながらこういう未納があるといった状況であります。

それから、教職員住宅の入居状況であります。入居状況につきましては、塩沢の方に2つほど教員住宅ありますけれども、こちらの方は定員数全部入っております。大和の方の教員住宅につきましてもほとんど入っておりますが、後山の教員住宅の方が3棟のうち2人入っているということで、1戸だけ空きがあるという状況であります。あと六日町の方の教員住宅については今回取り壊す教員住宅はもちろん入っておりませんし、それから東泉田の教員住宅については16戸あるんですが、17年度においては14人が入っております。その他藤原の教員住宅がもう1戸あるんですが、こちらの方も今現在入居者がいないという状況であります。以上であります。

和田英夫君 まず給食費の関係ですが、おそらく2食か3食が予備として、これはある面義務づけられているわけですね。しかも未納者が、塩沢はちょっとわからないようでもありますけれど、これはなかなか生活が大変な方々ということで同情の面があるわけでもあります。私はかつてその予備食をまあまあ1食にして、2食の金を使わないで、仮にその大変な児童、生徒の家庭の未納も毎日それで救うということで市の給食予算はいじらないで、そういう運用で救えないか。つまり明らかに残る、決められたと言いながら残る3食のお金をかけて作

って捨てるのじゃなくて、それは最低限1食くらいにしながら予算をちょっとそこへ残しながら、給食未納者の皆さんを救いあげると。こういう制度だって私はできると思うんです。

ただ、県なり国から言われた学校給食法の絡みで3食作りますという、これは間違っ
てはいなが、その辺が限られた財政の中で運用していくと、生かすと。私はこれはまさに暖かい政治のやり方だと思っ
たわけでありまして。これは感想として市長、どうですか。

それからしかも、これはぜひ塩沢を含めてでありあますから予備食はきちんと調べていた
だいて、これから市長が私の質問に対して非常に前向きな答弁すると思っ
ますから、そういう面
でひとつ反映をしていただかなければならんわけでありまして。

それから教員住宅の関係。市長は雪でとても使い物にならないから壊すことにしたと。こ
れはわかります。いやしくも教員住宅をね、雪で垂木が壊れたのならいざ知らず、中が使い
物にならないような状態で何年も放置するなんてことは俺はあり得ないと思っ
ます。管理
が悪いということになるんですから。しかも私は前々からこの教員住宅は、かつての道路状
況で雪に苦しんだようなところではこの教員住宅は非常に必要だったが、今はもうおそらく
責任を果たされた住宅として
いる。したがって私は、これはもう1回教員住宅をきちっと見
ながら、本当に教職員が必要とする住宅なり場所であればいいわけですが、今はちょっ
と時代が違ってきている。これはやっぱり見直して。

私も今、住宅委員会で住宅の入居の審査をしているわけですが、あの理由なんて見れば涙
が出るほど住宅に困窮している方々がいるんですね。みんな入れたいが限られている。そう
いうことにこういうせっかくの市の財産、これをうまく活用すれば、市の財産、資源を有効
活用ってかねがね市長は言っているわけでありましてからね。

この3棟は使えるもんじゃないと言われれば、私はそれはわからないわけですが、おそら
く通常はいつでも使える状態にしておかなければならないんですよね。本当にだめだったら、
去年か一昨年にもうこれは教育財産から除外しねばならないわけ
です。これは教師が入った
とき、入れるようなことでこれは準備してあるわけですから。それがここへきてもうとても
使い物にならない、壊さねばならないなんていうのは、ちょっと説得力が欠ける。

したがって私はこの教員住宅、56戸はもう1回精査して、教員住宅として生かせるのは
生かす。そうでないのは市民の本当に住宅が必要としている皆さんに。こうなれば簡単です
ね。個人の家を探しながら「どうですか」というのは非常に難しいが、これは市の財産です
から。まあ教育財産といいながら。この辺はやっぱりやり方だと思っ
ます。ご答弁お願
いします。

市長 給食の関係につきましては、私の立場からすればそういう利用方法があれば、それはそれでいいと思っ
ますけれども。法律的に非常に
いわゆる後々のためにそ
の3食予備作れとか、私はそこはちょっとわかりませんし、あまり教育現場に政治が介入す
るといっ
るのはよろしくありませんので、答弁は教育長にお任せをいたします。政治的な判断
だということでありましたので、そういう答弁を申し上げますが。

教員住宅につきましては、その使い物にならないというのは、中がお化け屋敷みたいにな

って使い物にならないと、そういう意味ではありません。老朽化も進んでおります。そして今年の雪でやっぱりやられました。

それと、和田議員、住宅入居選考委員にご就任だそうでありあますが、実は私もずっとやっていたことがあるんです。そして条件のいい、今の市営住宅、県営住宅、こういうところにはすごくあるんです。ところがじゃあ、城内の長森の今の教員住宅のところにありますかという、ないんですね。上町やあの辺にも古い町営住宅がありました、昔、六日町でも。そこは募集したって全然ないんです。3,000円や5,000円でもいって言ったってないんです。そういう事情もある。

ですから今、例えば取り壊そうとしている3地区が、宮と長森ともう1つどこだったか・・・原でしょう。けんところに募集したってありません。これは私が断言します。ただくれるといえはやりますね。ただくれるといえは、それは知りませんけれど。そういう部分でありまして、取り壊してそれで跡地をどういうふうにも有効利用するかということが、よほど市の財政上にもいいと、こういうことで決意をさせていただきましたので。

他にある今は教員住宅で、非常にまだいいものもあるしそれもあります、そういうことは有効利用で活用させていただきたいと思っておりますので、教育委員会とこれはきちんと相談させていただこうと思っております。これは前に相談して、旧六日町では東泉田のところをそういうかたちで一般の住宅用に今、貸し出して、これは非常に好評でありまして、それぞれ確か今は満杯状況だと思っております。そういうふうにも有効活用は考えさせていただきます。今回の3棟はそういう面での有効活用はできないと判断をいたしまして、取り壊しをさせていただきます。ご理解いただき、現場をまた見ていただきたい。

教 育 長 学校給食の予備食につきましては、研究をさせていただきたいと思います。

その未納になっている方々の状況等についても、もう少し研究させていただいたりしながら、ご提案の内容についての研究をさせていただきたいと思います。

それから教員住宅見直しをいたします。今お話をもらっていて旧六日町の職員として、あの3つの教員住宅を残して今までおいたことに、やはりこれは責任があるなあと、こんなふうに思ったところでありあます。長年入居者がいない住宅をそのまま住宅だからということで残しておきますと、当然のことながら雪掘りもしなければなりませんし、経費だけかかるというふうなことも出てまいったわけでありあます。ですので、教員住宅につきましては全体を再度見直しをしていきたいと、このように思います。

和田英夫君 市長は不動産屋にはなれないかと、つくづく感じたわけでありまして。教員住宅のつくっている場所が、あっけんとか、そっけんとかなんていう売り方は、これは売れないわけですね。これはまあ冗談ですが。市長、そこで確かに市長の認識として、こういうところはなかなか希望者は少ないと、これはわかります。しかしだから、今、大和でも塩沢でも守備範囲が広がったわけですから、少なくともやっぱり別に隠しておく必要はないんですから 「市内にはこういう、また静かなところでいいところに若干古いが住宅がありますが」というくらいのことを市民に見せて、世の中、捨てる神あれば拾う神あり

です。私はそれをまず皆さんにお教えして、「ああ、ここでもいいからぜひひとつ」という方がいるかもわかりませんよ。もういないものだと、そういうふうには先入観をもたれなくて、皆さんに周知くらいの姿勢はあって然るべきだと思いますが、これで一服が近いようですので止めます。

市長 私が申し上げましたのは住宅に困窮している方。いわゆる住宅入居のために一般的な住宅にしてもこれはなかなか入り手がありません。ただ、最初から、はなっから売るとか、そういう部門で全く全部一般の方に例えばそういう連絡をして、それでいいから買おうとか、入ろうとか、そういう人はあるかもわかりません。それは教員住宅という方からきちんと外さなければできないわけでありますので。

そして屋根の庇が折れたまま、これを売りますとか、貸しますとかなんてことはなかなか行政としてはでき得ないことではありますが、ご提案でありますので広報に1回くらいじゃあ載せてですね、取り壊す前に。このままでよかったらどうぞというのをやってみますけれども。よろしくまたお願いします。

笹木信治君 2点ほどお聞きします。ひとつは要保護児童の就学扶助費です。これは全国的には大幅に増えているということで問題になっております。社会で所得格差が広がっているということのひとつの現われでもありまして、生活保護家庭がここ10年くらいで倍増しているという報道もされております。当南魚沼市ではこの就学扶助費の支給の数がここ数年間の間で増えているのか、減っているのかお聞きいたします。

それからこれは要保護世帯というような、保護世帯に準ずるとというような基準が漠としているということで、それぞれの自治体にある程度裁量が任されているわけです。このことから基準を引き下げるという方向を打ち出している自治体が、全国的にいくつもあるという話も報道されております。当南魚沼市ではそうしたことについて議論されたことがあるのか、あるいは方向があるのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

もう1点は給食費のことではありますが、先ほど来から皆さんのご議論お聞きいたしまして、まだしかし私は議論がかわいていないなという思いがあるんです。と申しますのは、予算書のなかに自校方式とセンター方式という2つの質の異なる給食費についてあげてあるわけですから。当然我々とすればその対比についてどうなんだと。費用対効果についてどうなんだということが、ひとつ判断の材料としなければならないんですね。

ところが自校方式の方については賄い費が入っていないということで、単純にこれを比べてどうこうという議論ができないということになっています。しがたって私はこれはぜひひとつ自校方式の方にも、そうした賄い費を加えた費用で、センター方式との対比で1人当たりどうなるのかというようなことを、もし計算してあればお教えいただきたいし、計算をしていなければ、ぜひひとつ試算をして教えていただきたいと思うわけです。以上2点について。

学校教育課長 第1点目の要保護、準要保護の関係であります。増えているか減っているかということでもありますけれども、若干ずつ増えていると。漸増というかたちで毎年少し

ずつ増えているという状況であります。大体そんなところであります。

それから準要保護の基準はどうか、見直しがあるかどうかということの内容でありますけれども、これについては若干現在見直しをやりと、財政健全化の中で見直しをやりたいというふうに考えております。といいますのは今言いましたように、毎年少しずつ増えているという中で、今度こういったかたちで国の補助金の方もなくなったと。一般財源化されたと。しかも財政健全化という中で見直しをせざるを得ないという中で、見直しを検討しております。

それから給食費についてであります。センター方式、自校方式という内容のご質問であったんですけど、最後の方ちょっと聞き漏らしたんですけど、どういった質問・・・大変失礼しました。自校方式につきましては、そういった賄い材料費については先ほど申し上げましたように、各学校にお任せしている状況でありまして、今のところはデータ的につかんでおりません。今後またそういったことで資料を集めた中で研究していきたいというふうに思っております。

笹木信治君 要保護児童の就学扶助費についてです。先ほど来から給食費の滞納もあるというような状況下にあるわけです。私はこの支給基準が自治体の一定の裁量に任されている点から言えば、それは財政支出を削減するという方向からいけば、控えるという方向に行かざるを得ないと思います。ですが私はやっぱり教育、分けても生活困窮世帯の子供に対するということであれば、むしろこの基準を引き上げて対象を増やすというくらいの構えが欲しいと思うわけです。皆さんと全く反対の方向ですけども、その点でのお考えをお聞きいたします。

それから給食費について。くどいようですが、そういう対比がないと自校方式、センター方式についてのやっぱりきちんとした議論ができないというふうに私は考えますのでぜひ、ひとつこれは1人当たり対費用がどのくらいになるのか。賄い費を自校方式に加えた場合にはどのくらいになるのかというのを、やっぱり出していただきたいと思います。

教 育 長 1点目の要保護の基準の見直しを、という話を課長が報告いたしました。これは必ずしも困っている方を切り捨てようという考え方からではありません。全てこういうものは こういうものということでは失礼ですが 申請によって判断をさせていただくわけでありまして。同じように困っている方で一生懸命・・・何ていいますか申請をしないという方もあります。要保護でありますともうこれは明快でありますからいいんであります。準要保護の場合申請する方と、これは制度の趣旨が広く知られていないからだという批判もあるかもしれませんが、もうひとつはやはり今は苦しいけれども何とか頑張ろうということで申請しない方もあるわけでありまして。そういう方々との間のバランスもやはり私どもとしては考慮する必要があるだろうというふうなことから、この準要保護についての見直しをさせていただきたい。こういう考えであります。

それから給食費であります。それぞれ旧塩沢町の地域の各学校の給食費の決算。16年度決算ならもう既に出ているわけだと思いますし、17年度についてもまもなく決算が出よ

うかと思しますので、そういったものを各学校から取り寄せまして、集計すれば大体のところはわかろうかと思しますので、その作業については間違いなく実施をいたします。

ただ、私どもも今回の議論を聞きながら 聞きながらというのもこれも変ですが 自校給食の場合の賄い材料の、購入、支払い、あるいは業者の選定、それらについてどうあるべきかなというふうなことを考えながら、実はこの議論を拝聴しておりました。町あるいは市で発注するとなれば業者の方々から単価の見積もり等々を提出していただいたうえで、通常の物品を買うときと同じようなシステムを働かせなければならんかなと、こう思うわけでありあますが、その辺のところもまたあわせて考えてみたい。こちらにつきましてはもうちょっと検討に時間をいただきたいと思えます。

学校教育課長 データが来ましたのでご説明させていただきます。自校方式とセンター方式の比較であります。どちらがいいかということになると、生徒、児童にとってはもちろん自校方式の方が温かいのがすぐ出ると、また教育面においていいわけです。が、経費的に比べてみた場合にはやはり自校方式の方がかかると。そういった面でまたどちらがいいかという選択になるかと思えます。

それで給食費の関係を調べましたら、南魚沼市では小学校において4,300円の給食費の中で賄い材料を購入しているという状況に対しまして、自校方式の塩沢におきましては、塩沢小学校だけ4,200円ですが、その他の学校につきましては4,600円、4,500円というかたちで賄い材料費も当然高くなっております。

また職員の数につきましても、六日町学校給食センターにおいては3,000食を作っておりますが、正職11人と臨時6人というかたちで17人で作っておるわけです。塩沢さんの場合ですが2,000人を対象にいたす内容ですが、職員数が13人、臨時が11人といった状況で人件費の方もかかる。これは当然こういったかたちになるかと思うわけですが。こういった中でどちらの方を選ぶかということの検討になるかと思えます。

中沢俊一君 1点だけ、これは市長にお伺いします。221ページの男女共同参画維持費の方で質問させていただきます。仮に役場程度の職場があったとしまして、女性が学校卒業して就職したと。ほどなく結婚して、子供さんが生まれた場合ですよね。ずっと役所並みに復職ができて、同じその昇進と昇給の場合があったところへ復職できた場合と、パートで出産後職場を変えた場合、生涯賃金でいくぐらい違うと思っておりますか。計算したことありますか。

市長 今、横から助言をいただきまして、新聞紙上では生涯2億円という数字だそうであります。私は存じ上げませんでした。

中沢俊一君 全くそれがここ何年か言われていることですよね。市長からずいぶん地元の企業にはそういうかたちで、まずもって少子化対策ということのみならず教育からあるいは産業の面から、全ての面で私はこの男女共同参画というのがこれさえきちんと解決できれば世の中私は7割から8割がうまくいくと思っております。ただ、今担当しているところが生涯学習課ですよね。今回は議席を得られなかったわけですがけれども、ある前議員さんが一般

質問の中で、これはやっぱり然るべき参画課まではどうか知らないけれども、ちゃんとした専門部署をもって力を入れあたるべきだと。私は全くそう思っていますけれども、今後の見通しはいかがでしょうか。

市長 一時、企画情報課で担当し、そして17年度からまた社会教育課の方へ1回行ったんですね。やっぱりやってみますと、不都合ということじゃありませんけれども、社会教育課で主管している部分よりは市全体の考え方の中でやって行く方がいいんだろうという思いであります。18年はこのまま行きますが、19年からの機構改革の中で考えていきたい。ただ、いきなり課という部分にはまだいたらないことだと思っております。

そして議員おっしゃるように、これがきちんとできれば7~8割がたのことは解決するというのもまだ私はそこまでどうも先が見えておりませんが。やっぱり男性もそうでありますが、女性も意識をちょっと変えていただかないと、非常に一部の方だけが意識が変わっていてもこれはだめなわけでありますので、そこも強く訴えながら全て。今、一般的には男性社会の中に女性を進出させなければだめだという部分が、非常に強く言われている。それは確かにそうですが、じゃあ女性の方がそこに進出してくるその気概といいますか、そういう気持ちをもってもらわなければ困るということであります。

だから議会だって同じですけども、執行部もまだ同じですが、女性が非常に少ないわけであります。私も職員についてはこれから女性の管理職を当然育てていかなければなりませんので、そういう思いでこれから人事、そして教育もやっぱりしていかなければならないわけで、そういうことに努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中沢俊一君 私は一般質問でここはもう5年ほどこのテーマについて休んでおりました。後3年あまりありますから、みっちりさせてもらおうと思っていまして、ちょっとここで参考までに。今、この男女共同参画につきまして担当課で過去1年弱でしょうか。そういう組織を組んで一般市民の方々から参画していただいて、準備段階にあると思っております。先般私もしばらくぶりに参加させていただきましたが、55歳の私が若い方から勘定して何人目ですがね。70あるいは80になりなんとする方々が大半でございます。一番この前線にいて、葛藤しているのはこれから結婚する年代、あるいはまた結婚して家庭、子育て、職場、この年代の方がほとんどおられない。せめて私はその今、担当課の方で進めているPTAの方あたりは、市長の方からやっぱりよく申し出ていただいて、メンバーとしてどうしても私は参画していただきたい。そんなことを申し添えて質疑を終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第10款、教育費に対する質疑を終わります。暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前11時00分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開し、予算審議を続行いたします。

(午前11時15分)

議 長 第11款、災害復旧費の説明を求めます。

農林課長 (説明を行う。)

建設課長 (説明を行う。)

議 長 災害復旧費に対する質疑を行います。

岩野 松君 243ページの方のあれですけども。やっぱり8月13日、塩沢のことが多いですけども六日町でも大月の川がずいぶん荒れまして、そしてそのとき原因とかそういうものも一緒にちょっと私見させてもらいました。役場の方もずいぶん現地へは入っていました。結局あの川に水が流れるときに土石流がすごく入ってきて、川を埋めてしまうという原因でなるんですけども、その川に向かうまでの山の方の管理を今まで地元の人が行っていたというふうな言い方をしていました。結構沢が掘ってあって、その沢には橋も渡してあったのが、こっち側とこっち側の橋が埋まるほど全部土石流がかかってきたという状況が益々来るということをお聞きしました。そういう対策というのは、やっぱり地域でしか見られないのか、それとも行政が少し指導を入れたりしながらやっていくのか。水害対策としての観点でちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点は今年のことです。今年は雪がずいぶん多くありまして、本当にいろいろな被害が出ています。全くこれはどういうふうに見たらいいのか、旧六日町内の六日町小学校に向かう道路の歩道ですが、雪が消えてみたら歩道の分離帯が外されていたんです。それでそういうことは災害復旧とは関係ないのかもしれませんが、どこでそれが。市道であるんですけども、そういうのというのは勝手にしていいのかそれとも。この間、役場の方に確かめたけれど、何か知らなかったみたいですがどうなのかちょっとお聞きしたいんですが。

建設課長 1点目の大月の水害の件でございます。8月13日に確かに水が出まして、小さい橋のところに流木がひっかかって、土砂が溜まって畑の方へ土砂等が流入した、という現場について私も現場を見て承知をしています。それで私どもといたしましては、応急復旧といたしまして、土砂の撤去。それからあのときはなかなか水量が多かったものですから、水が流れてこないように、土嚢等を手配したというように記憶をしています。そういった意味で応急復旧については手当をさせていただいたということでございます。

それから歩車道の境界ブロックの件ですけども、黙って撤去しないで私どもの方に、どういう支障があったのかわかりませんが、連絡はいただきたいと思っていますけれども。その現場については私、ちょっと確認していませんのでもしあれでしたらまた後でお知らせをいただきたいと思っています。

岩野 松君 山のことはもう少し私も研究したいと思っています。

それで歩道のその件ですが、私も見てきましたら本当にきれいに、引っこ抜いたとかそういう感じじゃなくて、本当に平らになっているんです。だから全てがなっているわけでもないの、雪消しの関係なのかなという思いではありますが。確かに雪を消すとき、道路に車道との分離は邪魔な場合がありますし、そういう対策をもう少しこれからも研究してもらいたいというふうに思っています。

建設課長 確かダイヤパレスの前の細い道だったと思いますが・・・(「そこではない方」の声あり) そうですか。そこでしたら、地域の皆さんからの要望がありまして、1カ所撤去したところがあります。(「それは知っています」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第11款、災害復旧費に対する質疑を終わります。

第12款、公債費、第13款、諸支出金、第14款、予備費の一括説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 第12款、第13款、第14款に対する質疑を行います。

牧野 晶君 245ページの公債費についてです。公債費のピークというのは年々先送りになっていくと思うんですけど、一応今の時点のピークとはどこになるのかをちょっと教えていただきたい。

あとそれと土地の売却収入ということであるわけですが、9,000万円。買うために購入費として9,000万円あるわけです。入りの方で1億7,000万円入ってくる。1億7,000万円入ってきて、9,000万円買うという。これのバランスはいいと思うんですけど、そういうふうには今度は土地を買うんだったら、売ってから買うというふうにはきちんと資産のバランスを。今後も買っぱなしになってどんどん抱えるようなことでなく、こういうふうには心がけて欲しいと思うんですが。そういう将来的な見通しとか考え方をちょっとお聞きしたい。

財政課長 最初の公債費のピークでございます。これは2～3年後になると思います。ただ、今ちょっとここに手持ちの資料がございませんのであれですが。毎年借入れを行いますと、2年か3年据え置きがございますので、そうしますとどうしても毎年毎年2～3年後がピークでたにまわしになっていくというような状況になります。

それから土地の購入でございます。おっしゃられるとおり、そうできればよかったんですが、土地開発公社はかなり20億円くらいの土地を抱えておりまして、この解消がいろいろ問題になっております。そんなことで解消に努めているところでございますが、今のこういう経済情勢だとなかなか売りに出しても成果があがってこないというような状況でございます。

それはさておいて、また18年度につきましても、そういう不用地といいますかの解消に努めたいということでやっております。気持ちは私どももそういう気持ちですが、今までのそういう財産をたくさん抱えていることで今のような状況でございます。

牧野 晶君 言いたいことがわかってくれたので大変ありがたいんですけど。あとそれと公債費についてですけど、財政健全化で5年間の計画をつくっているわけですけど、その期間内も大体2～3年後がピークになっているのか。たまに例えば期が、ちょっとずれたりするということがあるのかなのか。将来的な見通しの5年間についてお話をいただ

ければ。ピークがちょっとずれるのかどうか。

財政課長 借入れを行わない年があったりすればその辺若干違ってきますが、今の状況ですとそういう年はあり得ないと思いますので、5年間の間は2～3年後はどうしてもピークがきてしまう。

駒形正博君 一般会計の審査もスムーズにいきまして反対の意見もあまりないようで、30人の議員がほとんど理解してくれたなというふうに思っておりますが、一般市民はそれほど理解できない人もいるかもしれませんのでちょっと公債費。私の頭のなかに今、昭和15年の六日町長選における、立会演説会のことを思い出しているんですが。（「平成」の声あり）平成か。平成15年の立会演説会のことを思い出しているんですが。あのときもう合併協議会ができて合併の方に進んでいたんです。両候補とも合併については賛成だったのでそれは争点ではなかった。

そしてまた一番の争点は水道料金と六日町小学校のプールだったかな。その水道料金を、私を町長にしていただければ水道料金を半分にすると、きっぱりと言い切りました。一方の候補は60億円のダムの負担金がなくなるまで、あるいは責任水量値システムが換えなければ、半分はとてもしない。そして10円でも20円でも下げる努力はしますと。

そしてもう1点の六日町小学校のプールだと思うんです。どうして起債対象にならなかったのかどうかわかりませんが、強い要望がある中で、もし起債対象にならなければ宝くじでも町債でも発行して、皆さんの要望に応えたいと。こういうざっくばらんに言うとそんな感じのように記憶しております。本人がいますので、間違ったらごめんなさいですが。

そして井口市長の責任者をしていただいた駒形興一君と、よその町長選挙の立会演説会聞きに行ったわけですが、帰りしなに「今度は井口が当選するな」と。「町長に当選するな」と。「だどもに相手候補の方が本当だかの」と。こういう話をしながら帰ったわけですが。それは多分六日町の町民もわかっていたことだと思うんです。けれどもなぜ井口さんが当選したかということ私は今考えてみると、その迫力と発想、町債。町債を発行しても実現するという発想。そして熱意。それがいずれも相手候補を上まっていたと。そういうことで市民はわかっていたが、それに期待をして井口町長を選んだのではないかなというふうに今思っております。

そんなことを言わなくたっていいんだけど、何を言いたいかというと、合併をして通年予算の初年度。財政健全化計画の下に非常に緊縮された予算が示された。合併すれば、バラ色の先が見えるという合併ではないが、今、合併をしなければ現状維持はできないんだと。でも合併すれば国も10年間は交付税を減らさないで今現在を保障するんだと。だから合併してくれと言ったのを政府が守れませんでした。

ですが、この予算を組むにあたって市長さんはあのときの細かいことは言いませんが、市債を発行しても約束した前年度予算を確保しようという気持ちがちょっとでもあったかなかったか、それを伺いたいと思います。

市長 いちいちはお答えいたしません。相手もいらっしゃることですから。こう

いうところでそういうお話になるとは思いませんでしたが、ひとつ間違っていることだけ申し上げます。私は水道料金は20だか25から50パーセントということで、50パーセント全部半分にするなんて言った覚えは全くありません。

それで念のため申し上げておきます。この問題は何度も出ましたので、今、水道料金は当時から22.5パーセントまで下がっております。旧六日町のですよ。そういうことですので、これは前にも言われましたが一朝一夕にはできませんので、いずれは半分にしたいくらいの気持ちでいますけれど、今、22.5まで下がったということだけを、せっかくの機会ですから皆さん方からご理解いただきたいと。公約違反だということも言われました。そうじゃありません。公約は単年度でやれるもの、長くかけてやるものといろいろあります。

それから市債発行ですが、これは六小のプール。国庫補助金もつかない、いろいろであればミニ公募債という部分がありました。それを発行してでもやっぱり造らなければならんと。それはそういうつもりでありましたが、運よくといいますか熱意が実ったといいますか、補助該当になりまして、そこで補助金をいただいて造ったわけでありまして、ミニ公募債の発行には至らなかった。補助金をもらってやった方が大変有利だったわけで、ですからこれも全く嘘を言ったとかそういうことにはあたらないと。これは前の話ですので。

そこでどうしてもやらなければならない事業があるけれども、お金がない。そういう場面も出てくるわけです。そのときはミニ公募債であろうが、あるいは一般の市債であろうが、合併特例債であろうが、それを活用して市民の皆さん方にきちんとやるべきことはやらなければならないと、そういう思いであります。今回の中で、そこまでやって今すぐやらなければならないという案件については、全般的に見れば市債発行しているわけですからあるんですけども、特にこの部分でこのことは、ということは今回はなかったということであります。

ただ、子育て支援にあれだけのお金をつぎ込んでるわけでありまして、このことは昨日も若干触れましたけれども、下水道の予算の関係の中で基金を下水道会計の中で思っていた約倍取り崩していただいて、一般会計の方からそちらへ支出する部分を少なくしたというそういう操作といいますか、それはやりました。そんなことでやらなければならない事業が出てくれば、それは許される範囲の中で起債を発行してでもやるべきことはやらなければならないと。そういう思いで予算編成もさせていただきました。以上であります。

駒形正博君　私が今、そう思っているというんではありませんよ。市民のなかから「そういうことも聞いてみなかったか」と言われると困るので、今聞いているんですが、こういう財政健全化計画を立ててこうして緊縮財政をスタートすれば、南魚沼市は死ぬ心配は絶対ないんです。ただ南魚沼市の市民の中に、景気回復が先送りされて法人、そうした人が死亡する法人が出てくるんじゃないかと。そしてその法人を管理している個人も死亡する可能性はないだろうか。そうしたことが考えられるのではないかなと私は心配しているところでありまして、南魚沼市、市そのものは健全であります。

かつて大和町が赤字政治団体に指定されたことありました。これは大風呂敷と言われた井上万四郎さんが昭和40年度の初めの頃、倒産して誰も買い手のなかった土地を大幅に買い

込んで、そして公債費比率が非常に高くなって、赤字政治団体に指定されました。そして町長も失職をしました。結果でありますけれども、その土地があったから中学の統合ができた、あるいは天王町の一角の住宅街ができた。終わってみれば、あのときは赤字政治団体に指定されてでもやったことは良かったんだというふうに理解をしている町民が多くあります。

そういうこともありますので、赤字政治団体に指定されてはなりませんけれども、場合によってはこの合併をして10年が勝負でありますので、始めからきちっといくスタートと、早く市民の景気を回復して、回復してから健全化に取り組む方法と。合併後の11年目。これが一番問題なわけですから、私は国と先般も申し上げましたが、国の健全化にあわせてスタートするべきではなかったのではないかという一方な気持ちも持っているわけです。そうしたことで、私じゃなくてそういう心配をしている市民もおりますので、私じゃなくて市民に答えるつもりで答弁お願いします。

市長 政治は結果でありますから、今、こうしてやったことが後世に批判をされるのか、評価をされるのか、これはわかりません。しかしこの予算で、こういう緊縮予算、しかも先般も話が出ました職員の給与のカットも、全部経済的に、いわゆるグローバルに見れば影響するじゃないかと。影響しますが、このことですよ、このことでこの南魚沼市内の景気がこの予算で悪化するとは全く考えておりません。

予算の内容は厳しいことではありますけれども、それはそれなりに考えてやっておりますし、これが例えば半分で市役所が機能しないなんていえば、これはわかりません。けれども、この間も申し上げました、今ちょっと我慢をしておいてもらいたいというところがあります。3年から5年、確実にこの間に建て直していくことこそが、やっぱり市民のためになるんだろうと。しかも市民の皆さん方からの要望に100パーセント応えたとは申しあげませんけれども、相当の部分でそういう行政ニーズには応えた予算だというふうに私は思っております。

ですから市民の皆さんに全てみんな我慢しろ我慢しろと、これも切った、あれも切ったということではないということだと思っておりますので、またそういうご心配の方にも駒形議員の方から「いやそうじゃない」と、「1～2年ちっと辛抱だ」と、「後は大丈夫だ」ということで、ひとつお伝えいただいて皆さん方から気がしぼまないように。私もあらゆる会場でそういうことはまた申し上げていきます。この予算を成立させていただきましたら、早速そういう行脚に出たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

駒形正博君 南魚沼市はさっきも言ったように、南魚沼市は大丈夫だと。市民のなかにそういう犠牲者があってはならないが、ということであります。それは全く予想ですので、私以下30人の皆さん、こういう質疑があつてこういう答弁があつたということをしかと覚えて市民にお伝えください。以上です。

若井達男君 1点だけ、これは財政課長にお伺いします。この場で閉じてしまうと、どうも厳しさが尾を引くような気がして。14款の予備費です。本当にこの264億3,000

万円の最後の最後になるわけですが、5,000万円という説明を先ほどいただきました。これは財政課長としまして、この金額がこれでちょうどいいのか、それとも少ないのか、多いのか。その辺はどのようにとらえられていますか。お願いします。

財政課長 予備費の取り扱いにつきましては、地方自治法に規定がございまして、一般会計では必ずとれと。特別会計については、予備費をとらないこともできるというようなそういう規定になっております。この金額はどれくらいが適正かというのは、基準がありません。一応、ものの本なんかいろいろの学者で説が分かれておりますが、予算規模の0.2パーセントくらいというような数字だったかと思しますので……気持ちとしては、きちんと財政健全化でないような部分でやった予算編成であれば、補正予算にそうあまり出てこない可能性があります。

私どもが今、組んだ予算は、歳入の方で申し上げましたが、読めるところは極力読んでぎりぎりを超えるくらいのとこまで計上しなければ、鉢が合わなかったというようなことで、そういう部分が内在しております。それから支出につきましては、かなり内部経費も落とっておりますので、例えば修繕費が年度の途中でどうしても出てくるというようなことが考えられます。これは今の予算以上に。そうしたことを考えますと、この5,000万円では足りないというふうに認識はしておりますが、たまたまそういう財源の確保の至らなさで、こういう結果でございます。

若井達男君 財政規模の0.2パーセント、確か5,200万円いくらかになるかと思えます。それは確かに良いわけですが、私がこれをどうして聞いたかというのが今やはり説明いただいておおよそわかったわけです。健全化計画を立てているなかに厳しいからといって上からずっともってきたこの5,000万円なのであるか。最初からやはり0.2パーセントくらいが適当なんだということで、この5,000万円をとって、後のものを編成していったか。そういうことによってまた大きく違いますし、確かにこの厳しい予算組みをしますと、場合によると今ではまだ想像つきませんがこの豪雪が終わった後、どれだけのものがまた発生してくるか目に見えないものがあります。

そういうことで、私もじゃあそれは補正でやればいいんだ、とかというものではない。やはり予算をきちんとやっておれば、補正は少ないほどいい予算になるわけです。そしてこの補正については組んでならないもの、いいもの、当然これは財政課長は十分これは心得ていると思しますので。そういう意味でこの5,000万円というものは、金額を聞いたわけですが、やはり私もちょうどいいんじゃないかというふうに感じております。どうもありがとうございました。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第12款、公債費、第13款、諸支出金、第14款、予備費に対する質疑を終わります。

議 長 以上で第79号議案 平成18年度南魚沼市一般会計予算に対する質疑を

終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笹木信治君 第79号議案 平成18年度南魚沼市一般会計予算に反対の立場で討論をするものであります。

政府の三位一体の財政改革、この財政改革は地方自治体の固有の財源である交付税の大幅削減。これが繰り返されて、今、地方自治体が大きな財政困難をかいているという状況にあります。合併をすれば、10年間はその交付税を安堵するという話がありまして、合併論議の中で大きなメリットとして語れてきたところではありますが、本年度の南魚沼市の予算の説明書では11億6,000万円もの交付税や国庫補助金が削られていると。このことからしますと、まさに政府はそうした約束も信義も破り捨てて、地方財政の削減を図っているというふうに言わざるを得ないのであります。

そうした中で、本年度の当初の予算は13億3,900万円の減額を余儀なくされております。こうした予算編成のうえで、井口市長はまず隗より始めよということで、自らの給与を15パーセント削るということに発しまして、職員の給与費の5パーセントの削減を打ち出しました。このことは昨年の人勧、これが今年の4月から実施されますがこれを合わせますと、職員のなかには7パーセントからの給与削減の対象となる職員もいるわけで、大変な状況であるわけでありあます。

私はこの職員給与の削減には同意することはできないと思うわけでありまして。確かに今、公務員の給与は高すぎるという議論があります。これはしかしよく考えてみますと、公務員の給与が高いのではなく、民間の給与が不当に下がり過ぎているということにあるわけでありまして、問題はあべこべであります。政府は特に小泉内閣の手法は国民の間に対立を持ち込むことによって様々な施策を実行しようとしている節があるわけでありまして。公務員と住民とを対比させる。あるいはお年寄りと若者の対比。こうしたことをやりながら様々な増税路線や何かを出しているわけでありまして。まさにこのことから今、公務員の皆さん、私は公務員の職業、これは言うまでもなく住民への奉仕者であるという特殊な職業であると考えております。住民と向き合うことから、様々な心労も多いということでありまして、重要な損気な職業であるというふうに私は考えております。

私はこうした公務員の給与が高過ぎるというようなさかさまの議論をするのではなく、やはり民間の給与こそ引き上げるべきだという方向こそが今、国民の世論とならなければならぬというふうに考えております。昨今始まりました春闘でも自動車関連業界では労働組合の要求に対して満額回答も出ております。私はそうした方向からしてこの職員給与の引き下げは市長も言われているように、2～3年後に見直して、元に戻すべきというふうに考えております。

実際のそうしたことから、予算の面では各種団体の補助金の削減であるとか、様々な削減方針も出ております。しかしながら子育て支援では新たに7,000万円からの財政出動をして、この今、非常事態とも言える少子化現象の中でその子育ての支援をするという方向が打

ち出されております。もちろん私はこれに反対するものではありません。内容的には保育料の引き下げであるとか、乳幼児の医療費の助成であるとか、そうした内容であります。私はもう1歩進めて、子育てというとき、そうした負担軽減、現物支給の方向とあわせて、やはり子育て世代に向き合った子育てをフォローする、ケアする。そういう施策も必要ではないかと考えております。

市長は企業との話し合いもして、子育て世代の皆さんの子育ての時間を企業が保証するよというふうなことも進めているという答弁もありましたが、そうした方向を進めながら、行政からはやはりそうした子育てのお母さんと正面から向き合う。そして今のお母さん方はそういったは何ですが、子育てという点では未熟な点があります。核家族の進行の中でそういった現象があるわけですが、そうした面をフォローする体制の展開。これがなければならぬと思いますが、予算のなかにかたちはあるのですが、具体的には不十分ではないかと思うわけであります。

そしてまたもうひとつの問題点は、この市税で73億7,000万円、0.3パーセントの伸びであるという報告であります。これも中身を見てみますと、政府による税制改正の影響があるわけでありまして、このことによって9パーセントは伸びているということですが、この政府の増税がなければ、市税は伸びていないと。依然としてやはり厳しい情勢にあるというのが本当のところであると思います。

問題はこの増税の中身であります。老年者控除の廃止であるとか、あるいは老年者の非課税措置というのがあったわけですがこれも廃止するとか。あるいは公的年金控除の縮小であるとか、定率減税の縮小であるかというようなこと。これによってこのお年寄り世代、国保税や介護保険料の負担が大幅に増えます。これが大きな社会問題になろうとしておりますが、このことに対する対策も本予算にはないわけであります。私はこのこともやはり実態を調査しながら対策を講じていくべきであると、そういうふう考えております。

今議会にはまた多くの指定管理者制度についての議案が提出されました。現在までのところはそれぞれ従来のかたちを追認するというようなかたちでありますので、あえて反対するものではありませんが、今後、官から民へというこの流れのかなで、様々な分野が民営化されてくると思いますが、この狙いはただひとつ、財政の削減であります。私はこの財政の削減ということと、サービスの向上ということは両立し得ないと考えております。そうした意味で今後の方向、そうした具体的な方向の中では、このことに反対していくという立場も明確にしておきたいと思っております。

あわせて土木費で申し上げますと、財政全体での構成比は14.5パーセントであります。昨年よりも上がっておりますが、この財政困難なときに何を削るかということがまず問題になるわけです。この社会資本の整備はもちろん重要なことではあります。本当に緊急度、必要度ということになれば、例えばその道路は100メートル、150メートル伸びなかったとしても、魚沼市民全体の暮らしの中でそれほどの影響があるわけではないわけですから。私は福祉、暮らしを優先にしたやはり立場から、削減する場合にはこの土木費のやはり

見直しを積極的に進めるということが必要ではないかと思います。そうした見直しもしたという答弁もありましたが、具体的に大きなそうした削減の跡が見えなかったということが言えるのではないかと思います。あれこれ言いたてればきりがありませんが、いい加減にして止めますが。以上をもって、私は本予算に反対とするということであり、以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

若井達男君 264億3,000万円。この財政健全化計画の作成のなかに今、この審議は終了しようかとしております。私はこの264億3,000万円の一般会計に賛成の立場で討論をいたします。

人はそれぞれ様々です。人のやることなすこと、全て反対をしないと気の済まない性分の持ち主。また何が何でも反対ではないんだけど、立場上反対しなければならない、そういう人もいます。私は賛成ですが、じゃあそうかというとなんて賛成ということではないんです。やはりこの厳しい経済情勢のなかの三位一体改革というなかに、この予算の成立は賛成すべきものなんです。

そういうことでこの三位一体改革によりまして、今ほど前者もお話しましたが、この18年度予算まで含めると影響力は13億8,000万円。こういったものが本来であればスムーズなカタチで会計上出てくるわけですが、それがなかなか運用できない。井口市長は「本来、私のカラーが出るのは、平成18年度予算編成からなんだ」というお話をされてきました。平成15年、この年の予算執行は前任者が編成された予算。それに基づいた執行でした。平成16年度。これは大和町との合併で新しい南魚沼市が誕生した1市2政のなかの予算執行でありました。そして今年度、17年度。これは塩沢町が昨年の10月1日ということのなかの編入合併ということで、これまた1市2政性の予算執行でありました。そういうことで実際に考えてみたとき、なかなか井口カラーはどこで出せばいいんだということには、やはりそれなりの無理がありました。

しかし、この18年度予算に私も全てが賛成でないというところではありますが、この厳しい予算編成のなかに子育て支援事業、これはやはり井口市政のカラーです。保育料の値下げ、それから乳幼児の医療拡充、そういったものを他のものを削減をしてまで、やはりこの井口カラーの一番重要な力を注がなくなっちゃならない、これをきちっと予算化されたということについては、やはりこれは立派な評価となります。

そして削減につきましては、これも前任者からお話がありました。市長給与15パーセントはじめ、特別職の、教育長の10パーセントカット。そして今までなかった職員に対する5パーセントの給与削減。やはりこれらについても、そこまでやらなくても、今ほどのお話もありました。やらなくてもこの18年度はやっていけるんじゃないかという話は、審議中にもございましたし、先ほど申しあげましたように今ほどもありました。

しかし今の南魚沼市も大切であるけれど、明日からの、来年度からの3年後、5年後、その南魚沼市は、今きっちりと足腰をつくっておかなければそこには届かないんだという井口

市政の強い信念のもとが表れております。大分私も話すと夕方くらいまで話をしてしまいますので、そろっと終了しますが、そこでひとつだけ提言をして終了します。

やはり削減にはある程度限度があります。そのなかのひとつの方法としますと、前任者が申しあげましたし私は一般質問で取りあげました、指定管理制度の運用。これをどのように回すかによって、やはり民のできることは民、民に任せることは民にという、この指定管理制度の運用の仕方によって1年でも早く今の緊急状況から脱却できるというふうに私は考えております。

あわせて歳入を増やす。この歳入を増やす、一言え言えば増税じゃないかということになりますが、増税ばかりじゃないんです。やはりこれは今、分権の時代でございます。そういうことで自らの財政の基盤は税源委譲がこれから大きなウエイトを占めてきます。その分権に対する税源委譲にどのように市が対応しておくか。ただ黙って人口配分の交付税でいいのかということだけでなく、新たな税源を確保するということがこの削減、削減で進んでいく予算編成に大きなストップがかかります。

口でちょっと乱暴な言い方をしますと、公務員の皆さん、国家公務員、地方公務員。お金を使うことは上手です。外から来る、入って来るお金を使うことは上手なんです。ところが自らの給与をどういうふうに稼いでくるということになると、これは日本中の公務員が極めてその点については粗相なんです。民間人であれば、自分が1,000万円の給与所得であれば、やはり3,000万円の売り上げをしなければ会社は回っていかない。500万円の給与者であれば、やはり1,500万円の売り上げが出ないと自分の生活、会社としては回らない。そうしたときにやはりこれは方法手段を、収入、売り上げの方法手段を考えます。

そういったことで、歳入についての増を考えるということ、この2つを提言とします。これから大変厳しい財政健全化計画の5カ年。しかしながら、そのなかに井口市政の力強いリーダーシップに期待しエールを送り、賛成討論とします。大勢の皆さんの賛成をお願いいたします。

議 長 他に討論ありませんか。まず原案に反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

阿部久夫君 平成18年度の南魚沼市一般会計予算に賛成する立場で討論させていただきます。私たち塩沢の議員は、南魚沼市と合併して初めてこの当初予算に臨みました。私たちはこの本会議の中で当初予算を組むということは、初めて経験するところでございます。そうした中で、3日間にわたっての歳入、歳出に対して1款の議会費から予備費まで大勢の方が質疑し、答弁した市長もまた執行部もきちっとした答弁をしていました。やはりさすがだなと私は自らその席にいて関心いたしました。

今回の一般予算にあたりましては、市長始め、管理職、職員、それぞれの自分たちのカットをしながらも市民のために少しでも努力してまいりたいと、そういう気持ちが私は十分伝わってきました。そうした素直な、私はあまりに話下手であります。そういった気持ちの中

で、この予算に対しては少しですが反対のところがありましたけれども、99パーセント賛成させていただきます。以上で賛成討論を終わります。

議長 他に賛成討論は。

笠原喜一郎君 私は政策集団カタクリを代表いたしまして、第79号議案 平成18年度南魚沼市一般会計予算に対しまして、賛成の立場で討論に臨ませていただきます。初めての通年予算であります。本来であれば合併効果によって財源を生み出し、そして住民要望の応えていくという、本当に期待をもった予算でなければならぬはずであります。しかし、国の三位一体改革の中で、それらはまさに無と化してしまいました。昨年の財政健全化計画を作って、5年間で63億円もの歳出を削減をしなければやっていけないという、そういう中での予算編成であります。264億3,000万円。この予算の中で私は精一杯の努力をされたというふうに思っております。

特に今、盛んに言われている少子高齢化の中で、子育て支援の部分、保育料の見直し、あるいは乳幼児医療費の就学前までの拡大、あるいは不妊治療、あるいは学童保育の2カ所増設。私はやはりこれらは評価すべきというふうに思っております。また、議会の中で市長はこういう言葉を何回か使われました。「明日伸びるがために、今日縮む」ということであります。私もこの18年度はまさにその年であろうというふうに思っております。

総合計画が策定をされます。そしてそれに基づいて、地域福祉計画、保健計画、あるいは産業、観光振興ビジョン、あるいは防災計画、あるいは庁舎の整備計画、あるいは基幹病院の検討委員会。これらを立ち上げて、これからの南魚沼市はかくあるべきという、その基礎を作る年がこの18年だろうというふうに思っております。市長が言われる「明日伸びるがために、今日縮まん」そのことを私たち、また全ての職員が実感として取り組んでいきたいというふうに思っています。

そしてもうひとつ、それはやはり市税の滞納13億円をきっちりと努力をしていただきたい。私はそこが一番だろうというふうに思っております。もうひとつ、市長には言われた言葉がありあます。「築城3年、落城1日」これは市長だけでなく、1,000人にもなった職員ひとりひとりが自分のことというその意識をもって、仕事にまい進をしていただきたい。そのことをここにいられる管理職の皆さん方がきっちりと職員に指導し、そして18年度の予算を間違いなく執行していただくことをお願いをして、カタクリの代表としましての賛成討論にさせていただきます。より多くの方々の賛成をお願いいたします。

議長 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第79号議案 平成18年度南魚沼市一般会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第79号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため、休憩といたします。午後の再開は1時15分といたします。
(午前12時15分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。
(午後1時15分)

議長 日程第2、第80号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

農林課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第80号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第81号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

市長 (説明を行う。)

市民課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 まずお聞きしたいのは、国保にも滞納が非常に多いということはよく聞いておりますが、臨戸員、徴収員が、塩沢も増えたのに4人から2人にしたということは、滞納があまりないとうふうに見ることでしょうか。それともやり方を変えたということなのかどうかお聞かせください。それがまず1点。

それから国保の保険料の算定基準がどうこうというんじゃないんですけれども、特に高齢者への50万円の減免がなくなることによる影響とか、いろんな今まで国がやってきたこと

への保障に対してが段々今、なくなってきつつあるんですが、その影響がこの南魚沼市の中ではどういう数字になるのかということもお聞かせください。まず2点だけ。

収納対策室長 収納嘱託員の件でございます。国の収納率向上特別対策事業がなくなり補助がなくなったということで、国保に限定した収納嘱託員ということではなくて、市税全般ということに18年度から予定をしております。ようするに国保の収納嘱託員ではなくて、市税収納嘱託員というふうに名称も改めようということで、新年度から予定しております。

今まで、塩沢町2名、旧六日町・大和町で2名、計4名を国保会計で計上してありましたけれども、今年度の予算の中では国保会計で2名、一般会計の方で2名ということで予算は計上してありますので、予算上は4名、現状どおりということでございます。

税務課長 お話があったように、当然所得税やそれから市、県民税に対する一種の控除が減ったわけでございますから、その分についてのいわゆる所得が増になって、一般的に言えば課税が増えるということは議員ご存知のとおりなんです。具体的にそれはいくらかというのは非常にいろんなケースがありまして、実はトータルでもなかなかつかみがたい。言い方を変えれば、電算でシミュレーションすれば出るんだけれども、現在その一般会計については一応そのある程度の概数はつかんだんですけれども国保についてはまだやっておりません。

ただ、前段の問題でちょっと踏み込むわけにはいきませんが、何らかの手当てを講ずる必要があるかどうかという仮にご議論であるならば、いわゆる私どものサイドから見れば、今まで現在その年金をいただいているというか、主な生活資源にしている方々に対する控除そのものが、同じ収入のサラリーマン世帯よりも高いということから、いわゆるその控除を狭めてきたわけでありまして、お支払いいただける範囲の額だろうというふうに我々は考えていると、こういうことだけは申し上げていいと思います。以上であります。

岩野 松君 そうすると、一般会計からの2名もこの国保も一緒に担当するというふうに考えていいと思いますけれども、年々滞納の率が高くなって、先ほどの給食費の話の中で、やはりセンター方式の滞納者は増えているけれども、塩沢の自校方式ではそういうのが見えない。ということからすると、そのパイですか何て言うんですか、範囲が狭い方がいろんなかたちでは納めやすくなったり、生活もお互いに見えるからというのがあるんですが、合併してしまった中では、益々私は増えていく傾向が高いのかなというふうに思います。そういう意味では本当に払っている人もそうですけれども、払えない人への配慮をもう少しどう手当てをとるかということも含めてお願いしたいと思います。

それから高齢者の控除とかそういういろんな税制による税金が上がることによってランクが上がって、いろんなかたちでの増税になる。増税感が市民には増えるということに対しての手当は、今のところ必要ないという考えらしいですけれども。特に医療費に関して言えば、若者よりも高齢者の方が3倍から5倍かかるということを考えてみると、私は少し手当てが必要なのかなと思いますが、もう1回お願いします。

収納対策室長 おおせのとおりでございます。4名につきましては同じような内容で、

国保税に限らず市税の徴収にあたっていただくということでございます。非常に滞納もご承知のとおり、増えている状況でございます。12年度から16年度まで毎年、平均しますと約4,000万円の滞納が増えているという現状でございます。

その中で非常に納められない状況の方も多々あるわけでございますけれども、収納対策室としましては、国保の軽減、それから減免等を受けられる方は受けているわけですので、それ以外の方には課税された分については、極力徴収をさせていただくという姿勢で取り組まさせていただきます。以上です。

税務課長 お気持ちとしては当然私もそれはあり得るなというふうなことは思うんです。ただ、あまり話を風呂敷広げると語弊があるわけですからほどほどにさせていただきますけれども、現在の日本の状況を考えて縮み志向にならざるを得ない。いわゆる気力が縮むという意味じゃございません。経済的に縮み志向にならざるを得ないということを考えますというと、従来のようにどこに配分するかという問題は別にして、広く薄くいただくという傾向にあることは間違いないわけで、それはまた妥当な線だろうと思います。

しがたしまして、これは現役の世代であろうと、あるいはリタイヤされた世代であろうと、全体のいわゆる我々は後世代の負担を減らすという観点から見れば、租税のおまけする分と言うと語弊がありますけれども、最低限の控除をするという前提の上に立ってのあれであれば、特別年金の世代の方とそれから現役世代の方と区別をすることは縮めてよろしいんじゃないか。

ただ、議員おっしゃるように、医療費だとかいろんな部分に関する考慮は、むしろ税とは別個の問題として本来考えるべきだというのが、ちょっと税務課長だから言うという意味じゃございませんけれども、あって然るべきスタンスだろうと思っております。以上であります。

笛木信治君 今のことに関連したりしながら1、2、3お聞きします。国民健康保険税は総額がどのくらいいるということがまずあって計算をされるわけですから、必要であればそれだけ増税をするという仕組みになっています。けれども今回ののはいわゆるその国の税法改正による、市民税では9パーセントあるということですから、当然それが国保税、あるいは介護保険税に連動してきているわけです。その部分というのは、これは個々の皆さんは具体的にそれが令書が来てみなければわからないと思うんだけど、来ればこれは大変な状況だというようなのが当然出てくると思うんです。

それぞれに影響額について別に算出していないということですので、何か雲をつかむような話になってしまいますが、私はやっぱりここはつかんでおいて対処していかないと。やっぱり公平という面でも、あるいはまた市民のそうした相談に乗るという面でも、ただ滞納したから取立員を派遣すればいいということじゃなくて、やっぱりそうしたことからきめ細かな対策も必要ではないかと思うわけですが、その点ひとつお聞きいたします。

それからあわせて、この前の議論でもいわゆる資格証明それから短期保険証、合わせて300名くらいの交付があるということでありあますが、これも国がそういうふうにしてきて

いるわけですからそこを忠実にやっているわけで、そのこと自体が私は違法だとか何とか申し上げているわけではないんですけれども。やはり当南魚沼市は医療機関も非常に多くて、しかも病院も持っているという市でもあります。医療ではそうした点においてはやっぱり先進地としての考え方を持ってもらいたいと思うんです。

単にそういうふうな資格証明書を発行して、決められたとおりだからというようなことではなくて、やはり命の問題としての対応が、あなたは納めなくても病気になったときには何とかしてあげますよ、なんていうふうにする必要もないと思いますけれども、やはりそこは万が一にも保険証がなくて医者にかかれなかったというような状況をなくすると。そういうことはないというくらいの考え方をやっぱり持ってないと、ややもすると突き放してしまうということにもなりかねないと思うんですが、そこら辺のお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

税務課長 前段のご質問にお答えいたします。シミュレーションをしてないとは申し上げましたが、全くつかんでいないということではございませんで、推計だけは実は市民税についてはいたしました。ちょっと一般論で申し上げますと、いわゆる個人の市民税については、1億4,000万円ほどアップをしたということでありまして。私どもはそのおおまかな概算で推計してみると、実はちょっとずれがあるんですが、おおまかに言うと大体1億4,000万円に相当する分の増税というか 増税という言い方はうまくない、控除が減った結果の結果的な所得収入増ですけれども、1億2,000万円ほどだというふうに踏んでおります。

内訳を申し上げますと、圧倒的に多いのが定率減税のマイナスであります。これは9,000万円でありまして、予算書を見ていただくとちょうど説明欄にマイナス9,100万円という項目が実はありました、減税分。これがいわゆる2分の1になったわけでありまして、逆に言えばこれだけいわゆる前年から見て、今年が増えたと。もう1回あればそれがなくなるということで、いわゆるトータルで1億9,000万円中、9,000万円ほどがいわゆる定率減税の廃止による増であると、こういうご理解をいただきたいと思っております。

なお、その他、妻の均等割りの非課税が廃止になった結果、ほぼ900万円ほどのこれも額が増えた。あと残るいわゆる2,800万円ほどが今、ご議論のあったいわゆる老年者控除の廃止であるとか、年金控除の減によるものであります。ただ、これはお話として承れば納得できる部分もありますが、私どものスタンスは定率減税であっても、控除の変更であっても、これは議員に今さら言うまでもないんですけれども、同じ効果があるわけでございます。ですので租税として一体としてご考慮させていただくと、先ほど申し上げた年金控除のみにとらわれず、広く薄くという点からご理解いただきたいものだというように考えていると、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

(「もう1点ありますよ」の声あり)

税務課長 失礼しました。収納対策室と連絡がちょっと悪くて申しわけございませんが、私の方から申し上げまして、必要があればまたお答えします。私がいちいち立ち入るのもいがかかと思いますが、塩沢さんの場合は先ほど議論がありましたように、あくまでも給食材料

費についてはおそらく各学校ごとにPTAなりあるいは組織が徴収して材料を賄っている。おそらく施設費と人件費と光熱費の一部だけをおそらく市が負担するというシステムでやってらっしゃるわけです。

そういうなか表面に出ないようですが、いわゆる一般会計に組み入れればいやがおうでもその差は出ます。ただ、これを租税と全く同じという考え方をせざるを得ないわけですが、でも、笹木さんが先ほどからおっしゃっているように、私どもも現実に出てですね、ご議論があったように私どもはもっと現場に出て、収納対策室の職員がいわゆるフェイストゥフェイスで話しをして、この方がどの程度のお困り具合であるかという口幅ったいですけども、わかったうえで、その人は本当にお困りのケースというのは大体伝わると私は思っているんです。私の経験から見ますとね。

そうすると、そのときには、それなりの十分な指導かどうかわかりませんが、極力親切に、あるいはアドバイスができるというか、そういうふうなことはしなければならんと思っております。それは職員も同じだと思います。

ただ、なかにはそうでない方もおられるわけです。例えば、あまりここで言うとうまくないかな。我々が思ったよりもいいアパートにお住まいになっていて、ビールの空き缶があって、発泡酒でもいいのになど、これは内心思っても、それはやっぱり言わんばだめなわけですよ。それを言わないで、甘い顔しているからだめだと思っておりますので、これは私はあまり言うと今度は自分の首絞めますので言いませんけれども、そういう精神でやらせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと、こういうことでございます。

笹木信治君 お話はわかりましたが、確かに150名の資格証明者、全部私は同一だと思いませんよ。何か外車を持っているという人もいますから。それはそれで千差万別だと思います。しかしそういう中でもやっぱりそこを見極めての、先ほど言った、病気になった場合に保険証がなかったために医者へ行けないというようなことがないような、そういうことが起きないようなスタンスを持ち続けてもらいたい。そういうことを申し上げているわけで、もちろん高級住宅に住んで、玄関にビールの空き缶を山にしている家の人についてそこを救えとか、そういうふうに言っているわけじゃありませんので。答弁はいりませんが。

寺口友彦君 292ページの一般会計の繰入金についてお尋ねいたします。財政健全化計画では、一般会計から繰り出す金額は削減するという方向でありますけれども、この度は1億2,000万円ほど増になっているという部分についてお尋ねいたします。この部分についてはそういうふうな規制がかからなかったのかということです。

それからもうひとつは、支払準備基金の方から2億円を繰り入れたということですが、本来であればこの部分がなくて、実は一般会計からさらに2億円を増やした分の繰入金があったのではないかと思いますけれども、その辺をお伺いします。

総合市民課長 一般会計の繰入金でございますが、これはルールに基づく法定の繰入金でございます。事務費とそれから人件費は先ほど申し上げましたが15名分。それから出産育児一時金については費用額の3分の2。そういったことでルールに基づいた繰入金でござ

ざいます。

それから支払基金の繰入金の関係でございましょうか。(「そうです」の声あり)これは基金の積立金が7億994万円ございまして、今回軽減のために2億円を取り崩して18年度末には5億1,129万円ほどに残がなるわけでございます。一般会計からのその法定外の繰入といいますかそういったものは今までも行ってはいませんでしたし、そういう意味では基金を積み立てていただいて、その効果があったというふうに思っているところであります。

寺口友彦君 診療報酬は改定になったわけでございますので、国保についても給付総額は下がるのではないかと、そういう予想をしていたわけですが、そういう面も含めまして、支払準備基金の方から繰入をせざるを得ないくらいに、国保の給付が上がるということについて、どのような判断をされたのかをお聞きします。

市長 提案理由にも申し上げましたが、被保険者からこの税をいただく部分を少しでも軽減をしようという思いから、この2億円を取り崩して充てたということでありまして。この2億円を入れなければ、この部分は被保険者への税負担となって跳ね返る部分であります。そういう思いで今回は激変緩和的な部分もありますので、そう急に上がったとか、そういうことは今、特に合併した直後でありますし、そういうことを避けるためにという意味でございました。

市民課長 給付が上がって税が上がるといいますかそういうことではありません。先ほども申し上げましたように、前年度は剰余金が4億1,000万円くらいでしたでしょうか、その分がありました。今年度はそれが全く見込まれないということから基金からの繰入をして、税の激変緩和を図るということでございます。

寺口友彦君 ということは診療報酬の改定によれば、その分の下がりの分というのは考えていなかったということでしょうか。

市民課長 医療費の関係で申し上げますと、平成14年、15年、16年とは少しずつですが、医療費が下がってきておりました。それが17年度の見込みですと、前年対比しますと105パーセントほど今年度は増えております。それで診療報酬は3.16パーセントマイナス改定になるわけでございますが、そこら辺、増える分と下がる分ということの中で差し引きがゼロだということで、伸び率はゼロパーセントということで見込ませていただきました。

牧野 晶君 国保の税の方。集める方についてお聞きします。応能割等いろんなのがあるわけですが、そのなかの資産割について。私ちょっと考えをお聞きしたいのは、土地や建物は風邪ひいたりしないのに、土地や建物にもそれ相応の負担をして保険料を払ってもらおうという考えが、ちょっと今の時代にあっているのかなという思いが私はあるんですけれど。それは資産割は止めて所得割一本にというか、均等割りもあるけれども所得割の方に資産割の分をもってくるべきじゃないのかと私は思いがあるんです。その方が公平じゃないのかなと私は思うんですがどのようにお考えしているのか。

あと、国保の徴収員が今まで4人だったのが2人になったということで、それで対策室の

方で2人面倒見るといことです。国・県からの補助が100パーセントから50パーセントになったりとか、どんどん減っていつているわけですけど、今年はその補助はもらえたんですか。どうですか。ちょっとその点について。

税務課長 前段、私の方からお答えいたします。おっしゃる議論というのは当然ありうることでありますし、私は当分続くんだらうと思うんですね。そもそもご存知のことですから長く言っはならんわけですけども、何で資産割があるんだらうかというのは現代生活から見るといと思いがあるとい思うんです。当然、特に個々に対する資産といのは、一種の財産税の一角であると思っております。けれどもやっぱり現実の生活を考えた場合、地域差によって私はやっぱり所得が長いある一定の期間を得られれば、どうしても固定資産の方に比重が移るわけですね。逆に今度は減った場合に動きがとれないといのが今現在の問題になっているとい、当然のわけですけども。ただ、トータルで見て、個々のそれほど大きなケースでもって、固定資産の負担が大きくて国保税に影響するかといと、そこまではいってないんじゃないかなといのが私どもの印象です。

もう1点、これ議員ご存知かもわかりませんが、全体の国保税の中で計算してみますと10パーセントなんですよね、資産税の。そうすると全体の額の10パーセントであれば、現在のこの地域の特性、大体持ち家とアパートの比率もいろいろありますけれども、トータルでここでもって代々お住まいの方が圧倒的に持ち家が多いといことを考えれば、まだお許しいただける状況ではないかと思ます。が、ただ地域によっては、過去の資産が重荷になっているといケースが出始めているといことだけは確かにおっしゃるとおりであります。

市民課長 収納対策事業の関係でございます。旧六日町では平成12年度から取組みを始めまして、当初3年間で100パーセント補助。その後3年間で50パーセント、半分になるといことでございます。17年度は合併するといことで、また新規の取り扱いといことで100パーセントになりました。

旧塩沢町では14年度からですか、14、15、16と3年間この特別事業を実施したところですが、17年は対象になっておりません。それで旧六日町では2名、旧塩沢町では2名の収納嘱託員を配置して収納の促進を図ってきたといことでございます。

牧野 晶君 資産割について10パーセントであれば、いので逆に10パーセントであればすっきりさせた方がいんじゃないかのかなと私は思いがあるんですが。それは考え方の違いですけど、一応言うだけは言っおかないと気が済まないの、言わせていただきます。それだけです。

阿部久夫君 1点、307ページの人間ドックのことについてお聞きいたします。私もおかげさまでこの2月の始めに大和病院に久しぶりに、それこそ10何年ぶりに行ってきました。検査の結果、異常ないといことだと酒をまた飲めるし。それまではいろいろ郵便局等の方の簡易のドックには行ってたんですが、市になって初めてそういったドックに行ってきました。

そうした中で、先ほど1,600人だと、国民健康保険の中で。私はこの前に行ったときは20人から。大体1日にするのは20人だか25人くらいだそうです。その中でも結構年配の方が大勢いたんです。そうして皆さんの意見を聞くとやはり国民健康保険で行く人はなかなか何かこういろいろのかたちがいっぱいあるわけで、比較的そこに行く人は少ないと。結構社会保険の方が多いいうふうになっているんですが。私は行って、若い人はあまり見えなかったし、この1,600人という数字というのははたして多いのか少ないのかというのがちょっとわからないんですが。私も行って親切にしてもらったし、また非常によかった。できるだけ国民健康保険の皆さん方も、若い人も受けていくべきだと思ったんですが、その1,600人くらいという数字はどういうふうに見られる数字ですか。ひとつお願いいたします。

市民課長 旧と申しますか、旧大和町・六日町での受診者は大体1,200人ほどおられました。それで旧塩沢町で440人くらいでしょうか、去年16年度の実績でございました。ですので、両方を合算したと申しますか、そういったことで1,600人。人数は1,600人を予定をさせていただきました。

それで旧塩沢町もおそらく5歳きざみで、今まで35歳から40歳と5歳きざみで。旧六日町も前はそうでありましたが、合併調整で大和町にあわせて35歳から69歳までですか、毎年実施をしていただけると、そういうことの中でやってきたところでございます。

阿部久夫君 今、先ほど課長の話では大体旧塩沢で440人だと。こうして見ますと、何かこう人間ドック受ける方が少ない。今後やはり受けていただくためには、何かこうきちんとどのような指導をなされていくのか、その点についてもお願いいたします。

市民課長 申し込みは、広報でお知らせして申し込んでいただいているところでございます。今年度も希望日数、希望者を12月末で締め切りをさせてもらったところ、1,100人ほどでありました。ですので、前年度その人数がまだ余裕がありますので、5月かその辺に再度また広報なりでお知らせをしたいというふうに思っているところでございます。また実施機関の方において大和病院、健診の方の担当者は名簿が全部あるわけですから、その申し込みをしてない方に、また直接何かアタックと申しますか、紹介を出しているということです。大変予防のためには大切な、重要なことだと思っておりますので、できるだけそういったことで対応していきたいというふうに思っております。

高橋郁夫君 313ページの職員手当の内訳です。本年度と前年度を見ますと実質本年度の方が5人増えて10人が15人の1.5倍になったわけです。けれどこの時間外手当についてはもう2分の1以下になっていますし、住居手当も2分の1くらいになっています。時間外についてはなるだけ時間外を止めようということではわかるんですけど、通勤手当にしてもそれほど人数の割合に増えていませんし、住居手当にしてみれば半分に減っているわけですが、そこら辺はどういった、何かやっぱり住居のあれが変わったのかどうなのか。

市民課長 職員給与と費でございますが、南魚沼市では合併して10人ということでございましたし旧塩沢町では7名でございまして、合算すると17名になるんですけども、2

名、減になっていまして15名の計上でございます。(「住居手当と時間外手当が異常に減っていますので、そこら辺がどういった因果関係があるのか」の声あり)合併で調整が相当あったということで額が増えていたと思うんですが、それらが一段落して通常のかたちになってきたのかなというふうに思っております。今さらに細かい内容を調べていますので、後でまた内容がわかったらお知らせさせていただきたいと思います。

高橋郁夫君 この介護の方を見ても、その割合に大体増えているんですね。住居手当にしても何にしても。ただここの国保についてだけが異常に逆に半分になっているもので、人数が増えているのに半分というのは何かおかしいかな、ということでお伺いしたいんです。

財政課長 それでは313ページの人件費の方のご質問にお答えさせていただきます。人数につきましては塩沢町の分が増えたということで、その分が増えました。それから各手当の関係でございますが、これはこの元になる人間を確定する時期が予算編成時期ですので、毎年12月末か1月にこの資料を確定するわけですが、その時点の人間で確定します。今度は18年度になりますとまたここで人事異動が若干ありましたので、がらりと変わるわけですね。そういうことが年々起きていきますので、そういうことでひとつご理解をいただきたい。編成する時点で予想を立ててこの表を作らざるを得ない状況でございます。18年度の人事異動がその時点では全然わからないところでございますので、そういうことでご理解をいただきたい。

それから時間外勤務手当でございますが、全体的に財政健全化の中で極力落とせるところは落とすというようなことで、落とさせていただきました。ただ、額がこれでいいのかどうかというのはちょっとたどってみないとわからないんですが、全体的な中で超勤の手当につきましては落とさせていただいているということでございます。

高橋郁夫君 話はわかりますけれど、ただ国保の会計について、他のものもみんなそうであればいいんですけれど、他の会計はみんなその人数なりに増えているもので。それで他の方もそういうかたちで出ればその答弁でいいかと思うんですけれど、他の方は人数割りに大体それなりに増えていっていると。この国保の会計についてだけ異常に半部になっているもので、ちょっとお伺いしたいんです。

財政課長 ちょっと説明がうまくなくて申しわけないんですが、例えば住居手当が今の国保係で住居手当をもらっている人ともらっていない人がいるわけですね。それが18年度になってまた人事異動で変わって、だから今もらっている人がもらっていないところの部署へとばされると、今度は国保会計はもらわない人で推移をするわけです。極端に言えば、今10人ももらっていても、その方が全部入れ替わったとすれば、18年度は全然もらわないでいきます。18年度の今度はこれを比較したときは18年度がゼロになって出てきます。そうなるくるとここは異動によってはがらりと変わってくる場合が出てきますので、そういうことでひとつお願いしたいと思いますが。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず最初に反対討論。

岩野 松君 国保会計に私反対の立場で討論に参加いたします。私、いつもここに立ちながら思うんですけれども、国保会計というのは、国民がその国の中で安心して安全で住める最後の砦の保険で、皆保険制度の 今いろいろそういう会計が1本化される声もありますけれども、そういう中でどなたも個人でも入れる、そういう会計として位置づけられている会計であります。そういう意味ではやはり国も、それから地方もそれなりの手だてをすべきだというふうに思っております。

そういう中で、過去においてはなかった資格証明書だとか短期証明の発行とか、そういう人たちが年々増えてきている。そういうことは本当に医療にかかりたい人にとっては大変な状況にあるのではないかと思っております。前にある方から相談を受けたことがありました。ちょっと持病的なものを抱え、子供を抱えている方から、結局夫婦仲もよく見たらよくなって、旦那さんが金を払わないために止められてかかれぬという状況の中でのことだったんですけれども。そういうときもただ一方的に来るといってもどうかという思いがありました。払わないのが悪いんだという答えもありますけれども、やはり福祉で安心して住み続けられる日本の国のなか、そしてこの南魚沼市にとってはやはりそういうことをしていただきたい。そういう思いがあります。

そしてここには高度医療の病院もできるということでは、医療の後進地から先進地の方へ脱却する方向に向かうのかなという期待もあります。そういう中で、保険証を剥奪されるようなことはあってはならないことだという立場でも、ぜひそのことは肝に銘じていきたいし、また徴収する方々も 私も前に言いましたけれど、新潟日報に出ていたその方は、その人の立場に立って、寄り添って生活そのものを理解しながらやっていったら減っていったということで最下位を脱出できたということが書いてありました。ぜひああいうところを、大変ですけれども教訓としながらやって行って欲しい。

いろんな意味で公務員が優遇されていると最近では言われますが、戦後の頃はなり手がなかった時代もありました。市長が前に言いましたように半分以下という方もあります。市の職員というか公務員の方が低かったという時代もありました。しかし、安定していくこの60数年の年々増えていく中では、今は特にこの南魚沼市の中で、公務員が非常に相対的にはいい給料もらっているという見方を一般的にされていることは事実であります。

やはりこれからは特に合併が進めばなおさらですけれども、いろんな多様な問題が市民の側に発生し、それに対して対処していく公務員の仕事というのは、本当に増えていくのではないかと思っております。そういう意味でも安心して住み続けられるこのまちづくりに対してはぜひ、そういう立場でやっていただきたい。そういう思いであります。

それと国の政策によっていろいろと税率が変わることによって、増えていく。今、1億2,000万円の影響があるということを言われました。私はこの前にもその税率が変わるとき

に反対の討論に立ちましたけれども、それは市としては私もやむなしとも思いますけれども、そうであるからといって一方に非常に儲かっている大企業への税率、企業への税率、それから大金持ちへの税率は変わってない。そういうことでは、この一般国民に対する税率だけ広く薄く精神でと言われましたが、そこがやはり私は累進課税からすると片手落ちではないかという思いもあります。そういう意味では、その手だても必要だったのかなという気持ちもありまして、安心して使える国民健康保険。これを全ての人に行き渡らせる、そういう立場で今回の予算に対しては賛成しかねるところがありますので、反対の立場で討論に参加しました。よろしくお願いいたします。

議長 次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第81号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第81号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は2時40分といたします。

(午後2時25分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後2時40分)

議長 日程第4、第82号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笹木信治君 2点ほどお聞きします。3年経って、見直しをしたということでもあります。次のスパンで127億円が見込まれるので、22パーセントの引き上げは計算するとそうなるということだと思んですが。これは昨今の経済情勢の中ですから、22パーセントの引き上げというのは大変なわけです。いろいろ努力もされておられるようで、5段階を6段階に細分化しながら負担区分も決めておられるようです。南魚沼市で言いますと、21パーセントですか、塩沢で言うと25パーセントくらいの値上げ率になるということでしょうか。

しかしこれは所得階層から見ればそういうことになるのかもしれませんが、第4段階の数が一番多いわけです。8,000人からですか。それは所得区分でそうしているから、不公平感はないんだというお考えであるかもしれませんが。これもやっぱりそうしたそれぞれの所得区分のなかにおける値上げ率というのは、確かに書いてあるとおりかもしれませんが、や

はり国保の場合と同じように、今回の税制の改正でそれぞれ影響を受けているわけで、それがこれ以前の問題としてあるわけですね。だから当然それが個人個人にしますと、それが加算された額が提示されているということになりますから。

そういうことでの様々な問題が、私はこれから起こってきはしないかと思うんですが。利用料については、企業設置で補足給付であるとかいろいろあるわけですがけれども、保険料について、やっぱり介護保険の仕組みからいって計算すればこういうことになるというのわかります。けれどもやはりこの厳しい財政の中ではあるが、こういう点でこれだけ市が力を出しましたよということがあっていいと思うんです。そういう点は見えないんですけども、そういう介護保険料の点ではそういうことのお考えはなかったのだとか、単に仕組みがそうなっているから計算して22パーセントということにしたということなのかどうか。そこをひとつお聞かせ願いたい。

それから施設入所者は依然として希望が多いんですけども、施設がない、入れないというのがあります。これが居宅で居宅サービスを受けているということでありますけれども。デイサービスやショートステイはそれぞれ申し込めばいろいろの施設があるとしても、実際自宅で、家族の方々がお難儀をされている家では、ヘルパーさんが唯一の味方をしてくれるということであります。このヘルパーさんの数は、今度合併して何人くらいになっているか、そこをひとつお聞かせ願いたい。それでこの派遣する基地といいますか、これだけ広い地域ですから、どこか1カ所からだけというんじゃ大変だろうと思うんですが、そういうその基地みたいなものはどういう具合になっているか。そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。以上2点について。

福祉課長 1点目の保険料に対して、市として特別な助成ができないかというふうなご意見だかと思えます。私ども、第2期の保険料は大体3,300円くらい。それから第3期につきましては、国も大体、予防しなければ4,300円くらい、予防した場合は4,000円くらいだろうというふうなことで前々話を聞いている中で、私ども今回、いろいろ給付等を考えた中で3,934円ということで、本当に国が設定していた料金だなというふうに考えております。

そうなりますと、国の方であらゆる限度額を設けたり、保険料についても0.5から1.5という6段階に分けながら所得に応じた負担をお願いしているわけですので、ここに向けてさらに市として援助しなければならないという部分はないんじゃないかというふうなことで、ただこれが今の3,934円が4,500円だとか5,000円だとかという自治体があるわけですが、そういったときにはもう少し何らか考えなくてはいけないかというふうな気がしておりました。そういったことで平均的な保険料に何とか落ち着いたというふうなことでございますので、手だてとしてはもう十分じゃないかというふうに思っております。

それからヘルパーの人数ということでございますけれども、あれでしょうか、うちの方の在宅介護支援センターから包括支援センターに移りますが、そちらの方の考え方でございましょうか。（「在宅支援の方」の声あり）在宅介護支援センターにつきましては、今、市の方

で直営で3カ所、それから委託で5カ所やらせていただいております。これが18年度からは地域包括支援センターに移行するというふうな考え方でございます。直営につきましては、国の考え方はもう在宅介護支援センターはなくなるんだよ、という考え方をもっているようです。が、市としましては、せっかく相談窓口として今、機能しておりますし、国の補助金はなくなりますが何とか窓口をつなげていきたいというふうなことで、直営の在宅介護支援センターにつきましては、城内。その他の委託している在宅介護支援センターにつきましては補助金額等はちょっと下げさせてもらいますけれども、相談窓口、あるいは高齢者の実態の調査の役割になっていただくというふうなことで、存続するというふうな考え方をしております。

それから包括支援センターにつきましては、国の方は大体1万5,000人から3万人くらいを1カ所に生活圏を設定して、配置しなさいよというふうなことに示されておりまして、南魚沼市はたまたま大和、塩沢、六日町それぞれその範囲に入りますので、旧町単位に1カ所ずつということで、直営を3カ所設置するように考えております。

その地域包括支援センターのなかには保健士、それから主任ケアマネージャー、それから社会福祉士というこういう3種類の職種を必ず設置して、幅広く総合的に業務を行えというふうなことです。市として何とかその3種の職種を確保ができる見通しが立ちましたので、直営3カ所で18年度スタートしていきたい。というふうなことで、そこへ3×3が9ですから、9人はいられます。その他に城内の在介センターだとかというのはあるわけです。そういったことで、窓口機能としては今までより以上に充実してくるというふうに考えております。以上でございます。

笹木信治君　もう1回お聞きします。第4段階が一番多いんですけども、保険料の点でね。ここは市町村民税本人非課税ということでひとくくりですけども、これもやっぱりかなり幅があると思うんです。私は今回の税制の改正の中で段階が一挙に2段階くらい上がった人もあるんじゃないかと思うんです。そういうその数、そういう人たちの数を、これはこの人は、というようなのは何人くらいあるかつかんでおられるかどうか。そこをひとつお聞かせ願いたい。

こういう大掴みに本人非課税というような枠でこの大掴みするのではなくて、例えばこの中でさらに所得によって、というような分け方もあろうかと思いますが、これはあれですか。もちろんそれぞれの自治体の考え方でやっているわけですけども、この範囲内でさしたる不公平感はないだろうという考え方だろうと思うんですが、所得で本人非課税であっても、始まりから終わりといいますか、この間の差というのはかなりあると思うんです。そこら辺のあれはどうでしょうかね。どのように考えておられるか。

在宅介護支援は国の方の方針はそうしてあっても、やはり自立支援ということでリハビリセンターを充実しながらやっぱりやっていくわけですから。本来お年寄りの皆さん、多少無理があっても自宅で全うしたいというのが願いでありますから。国の方針は方針としても、市としてはやっぱりそうした方向を応援していくべきではないかというふうに。今ほどお伺

いしますと、旧町単位に3カ所あってそれぞれ支援体制をとっているということですが、ぜひひとつまたそういうところの広報活動等も活発にして、お年寄りの皆さんの不安を除けるようにひとつお願いしたいと思いますが、もう1回お願いします。

福祉課長 税制改正による激変緩和の関係でございます。まず税制改正前に第2段階から第4段階に移る方というのが予定されております、その方が27人。それから第5段階へ格付けになる、税制改正にともなって第5段階に格付けになる方のうち、第2段階からこられる方が21人。それから第3段階からの方が668人。第4段階からの方が1,260人ということで、1,949人の方が該当になるというふうに考えております。18年度、19年度、2カ年あるわけですが、大体同じような方が対象になるという考え方でございます。

それから先ほど申しました保険料の所得階層の関係でございますが、特別その高額というか、平均に比べて高いというふうな保険料でないというふうな中で、これをさらに細分化してというふうなことまで、私どもとしては必要ないんじゃないかというふうなことで、国が示した6段階でお願いしているというふうなことでございます。

牧野 晶君 今回22パーセントくらい上がるということですけど、県内他の自治体についてちゃんと状況を把握しているか。ならずと大体どのくらいのパーセントが出てくるのかについて。もし資料があるんであれば配って欲しいなと思っております。

それと伸びを3年間で1年あたり、18年度から19年度まで何パーセントの伸びを想定しているのかと、今まで過去3年間の1年ずつの伸びと差異をちょっと教えて欲しいんですけど、お願いします。

福祉課長 他団体の保険料。今回第3期計画、それぞれ条例に提出する予定額ということでここへ聞かせてもらっております。上昇率の平均でいきますと20.9パーセント。額の平均でいきますと4,047円というふうなことでございます。

あと、介護サービス費の推移でございますが、これは月平均というふうなことでございます。14年度が毎月 ちょっと合計というか、各地域ごとに出ておりますのですが、大和地域ですと、平成14年度で7,985万5,000円。(「パーセントの方が」の声あり) そうすると大和地域で8.7パーセント伸び。六日町地域が25.4パーセントの伸び。それから塩沢地域が17.6パーセントの伸び、というふうなことでございます。

新たな3カ年につきましてはこういった伸び、それから今、塩沢町の方では支給限度額に対する利用率というのが、大和は54.5パーセントありますが、塩沢では44.3パーセントというふうなことで、この辺が今後3カ年でもう少し伸びてくるというふうなことが考えられますので、市内全体が平準化してくるだろうというふうなこと。

それから先ほど話をさせていただきましたように、今回の税制改正で予防給付の関係、地域密着型のサービスが新たに出てくるというふうなことで、こういった事業についてはそれぞれ事業所の参入意向を聴取しまして、そういったデータもこのなかに取り入れている。というふうなことで結果的に3年間で217億円ということになっているということでございます。

牧野 晶君 県内自治体が4,047円、第3段階だということは、ほんのちょっとですが多少は安いという思いがあるんですが、それでもやはり公共料金の基本が安ければ安いほどいいと私は。介護保険の性質上、高くなっていくのはしょうがないですけど22パーセントくらいの伸びに対して、市長の思いをちょっと聞いてみたいという思いがあるんですが。

それとあとは介護保険の介護給付費。これからまた団塊の世代とか介護される人の人口はどんどん増えていくと思うんです。当然お年寄りが増えていくわけですから。そのピークを何年頃に想定しているとか、そういう想定したことがあるのかなのかについて。そして想定したことがあるんだったらそのとき給付費は一体総額いくらになっているのか、現行制度でのシミュレーションとかをしたことがあるのかどうかについてお聞かせください。

市長 思いは議員と同じでありまして、安ければ安い、定額であれば定額であるほどいいと思っておりますが。率として22パーセント、これはばらつきがありまして、先ほどちょっと触れましたように塩沢部分が非常に高くなったと。高くなったということは今まで低かったということでもありますけれども。そんな思いがあって今平均しますと22。県内が大体20前後でありますから、大体22という数字に満足をしているというところではありません。ありませんが、額そのものは低所得者層に対しての配慮等も相当ありますので、このくらいの負担はまあまあやむなしというところだと思っております。

福祉課長 高齢者人口、今、18年度から26年度まで推計してあります。1号被保険者が先ほど申しましたように18年度は1万5,640人でございますが、26年度には1万6,831人というふうなことで、ずっとこれは増える傾向にあり、まだこの時点ではピークが見えない状況でございます。高齢化率につきましても、18年度で大体25パーセントですが、26年度については28.9パーセント。3.9ポイント上がるというふうな予測になっております。逆に総人口を推計しますと、18年度は6万2,647人が5万8,323人ですので、4,300人くらい減るといふふうな状況でございます。

保険料の今後の考え方でございますが、今ほど第3期計画の話をさせていただきました。国の方は第4期計画、平成21年から23年までですが、それを介護予防しないでこのままいった場合には大体月額6,000円くらいになるんじゃないかというふうな予測をしています。これを介護予防を入れることによって5,500円くらいになるんじゃないかというふうな予測をしています。そうしますと私も、先ほど言いましたように大体全国平均的な保険料になっておりますので、今の考え方でいくと5,500円くらいになってしまうんじゃないかなというふうな考えているわけです。

宮田俊之君 1点だけお聞きかせいただきたいんですけども。今、国の方で医療制度の改革が進む中で、今は普通の病棟で介護なのか普通の病気後の医療なのかということで療養を受けていらっしゃる方も、来年度ですか、19年度あたりから病院での診療を認めずに、地域のグループホームにどんどんと落としてくるというような方針が決まっているようです。その部分に向けて、今現在グループホームをやっていらっしゃる方に受け入れ態勢の強化と

か、新たにやる方にいろいろと事業の告知をするとか、そういった部分というのはこの今回の予算のなかに何かしら入っているのでしょうか。

福祉課長　　今ほど宮田議員言われるように、医療から今度介護の方というふうなことで、その役割分担は明確になってくると思います。もうひとつこの介護の中では、施設から居宅にというふうな流れがくるということでございます。今回の改正の中では地域密着型サービスということで今ほど言われたように、グループホームの充実だとか、それから小規模多機能ということで、自宅から通うもよし、場合によっては泊まるもよし、逆に訪問を受けてもよしという、そういった身近でのサービスを提供しようじゃないかというふうな考え方でございます。

私どもこの計画のなかにはこの管内の事業所から意向調査　　こういったメニューに何年頃取り組む予定ですかというふうなことで調査をさせていただいた結果で、今予定されている部分については全部このなかに盛り込ませていただいております。そういったことで、ただいきなり全部皆さんの需要に応えられるかどうか分かりませんが、徐々に充実していきだろろうと思います。またサービスの受け手もいきなりぱっと増えるのではなくて、様子を見ながら徐々に浸透していくんじゃないかというふうなことで考えております。この3期計画、3年目くらいにはある程度需要と供給のバランスがとれていくんじゃないかなというふうに思っております。

遠山　力君　　それでは349ページの特定高齢者把握の関連です。470人の方を選ぶとき年寄りになりますと運動の好きな方と、あるいは動くのが嫌な方と、そういう方がいると思うんです。余川のサロンなんかでもお声かけした中で、半分くらい出ていただくようなことで、いくら呼んでも出てこない方もいるわけであります。ちょっと足が痛いども俺は運動が嫌だとかそういう方がいた場合選び出すとき「お前さんは470人のなかの1人だよ」というふうに選ぶとき、どういうふうにご本人の意思を入れて選んでいただけるかどうか。この予防というのは非常に期待しております。これによって急カーブが少しでも緩くなるわけですので。ただご本人の意思が入るかどうかということ。

それからサロンで思い出したんですけれど、サロンというのが非常にお年寄りの方の心と身体の健康に役に立っていると思うんです。それでこれは1年に1回くらいでもいいですから、外のいい空気を吸っていただくために、市のバスを貸していただけないものだろうかというこれもあるんですが、ひとつお伺いします。

福祉課長　　地域支援事業に対するその対象者の把握でございます。これはいろいろなところで健診のなかだとか、それから民生員や関係機関の連絡、それから保健士等は訪問活動しているわけですが、そういった中での実態把握。あとは本人とか家族からの申し出等もあります。そういった方をピックアップしまして、そのなかからこの方は要支援、要介護の方に移りそうかどうかという選別をしまして、その中で対象を決めていくというふうなことです。本人が支援事業を「私やりたい」というふうなことで手を挙げても必ずしもそういうことではなくて、必要な方に対して提供するというふうなことになります。そのサー

ビスの提供の仕方につきましても、本人がやりたいとか何とかじゃなくて、本人とも当然相談はしますが、地域包括支援センターの方で相対的に判断をしてメニューを決めていくというふうなやり方になります。以上です。

財政課長 バスの担当は私の方になりますので、バスについてお答えさせていただきます。今の状況ですと、小学生、中学生のいろいろな部活とかそれから各種大会等の方も100パーセントカバーできているような状況ではございませんので、グループホームの方というのはちょっとご勘弁をいただきたいなと思っています。今のタクシー会社で大型のタクシーだとかあるいはマイクロバスも用意してありますので、できたらひとつそちらの方をご活用いただきたいと思いますが。

中沢俊一君 1点だけお願いいたします。私、この利用料の支払いができないためにその貸付制度という話があったような気がしました。それは間違いありませんね。私はこれの該当する審査の方法、基準であるとか、あるいはまたその回収の行方はちょっと気になるわけですが、どういう過程、どういう例を想定してこれを設けていますか。

福祉課長 これは介護保険高額介護サービス等貸付基金、300万円を基金として今、造成してあります。それを活用しながら償還払いの高額費サービスだとか、住宅改修等のそういった費用について緊急で払えないというふうなことで、利用者負担の支払いの困難な方ということですので、そういった状況を見極めて無利子で貸付をするというふうなことでございます。

中沢俊一君 趣旨はわかるんですが、実際こういう払えないというご家庭は、どういうご家庭を想定していて、回収はどういうふうに考えておられるか。私が考えますとこういう大事な利用料を払えないといことになる、本人しかいない家庭はもちろんですけれども、この先なかなか容易じゃないなという経済状態だと思うんです。だから今言ったようにその基準と回収の方法をどんなふうに考えているか、ちょっと聞かせてください。

福祉課長 急に払えないということですので、どういうんでしょう、普段、今までぎりぎりの部分で払っていたけれど、たまたまその住宅改修をしなければ介護のできない、ただお金がなくてだめというふうな、そういった家庭に対して貸付をするというふうなことです。通常サービスを受けているとか、そういうことであれば支障はないわけですので、現在の段階でここを利用したという実績は全くありませんが、制度的にはそういうことを用意してあるというふうなことです。

中沢俊一君 例えばこういうお年寄りが出たためにお母さんが仕事を退いたとか、いろんなかたちで経済的に困ってくる例が多くなると私思っております。こういう制度を使えるようにするということと、それからその反面、また回収の方もしっかりしていただくためには、やっぱりいろんな指導であるとか審査が必要だと思ったものですから、聞かせてもらいました。後でまたひとついろいろ聞かせてください。今日はこれで結構です。

岩野 松君 介護保険、3年に1回ずつ見直すというかたちで今回、平均的には22パーセントのアップということはすごいなあという思いでいました。しかし、これが年寄りの

看護や介護が福祉だったときには、確かに低所得者には非常に優しく、高額所得者に対してはずいぶん負担が多かったという記憶があります。特別養護老人ホーム等にも入れてもらうにも大変だし、そして入ったとき高額の人たちは、私、最高で月22万円という方も知っております。そういう意味では、それでもお願いしたいという思いで本当にしていたんです。

けれどもこの介護保険制度で説明のときにはいろいろな声がありましたけれども、保険だと考えて欲しいということで一律ということが打ち出されてきました。今問題になっているのは高額所得者は比較的前に比べると安い人たちで利用ができ、低所得者は大変な思いをしているということではないかと思えます。

お年寄りを社会で面倒見ようということに異論はありませんし、そうならなければこれからの高齢者の社会の中ではなかなか大変な思いで、これを覆すとかそういう意味ではありませんが、そこら辺の思いを含めて質問します。特に予防介護を重視されるということで、それもいいことだなという思いであります。

今、遠山議員からもふれあいサロンが出ましたが、ふれあいサロンという言い方は六日町の言い方ですが、旧塩沢、旧大和ではこれの160万円のなかに該当するのか。それから18年度からはこれはどうかたちで利用されるのかをお聞かせください。

それと認知症に対するの予防事業というのが額からすると非常に少ないです。しかし最近この問題が非常にクローズアップされてきていますし、予防事業というのは私も聞かせてもらいたいと思うんですけれどもどういう予防か。本人にとっての予防なのか、それとも何か制度的なことがあるのか、ちょっとお聞かせください。

それと配食サービスだとか、それからそこに居宅に入るのの利用限度額という言い方をよくされましたが、それについて利用限度額というのはいくらなのかお聞かせください。

福祉課長 地域支援事業につきまして、まず認知症の予防教室でございます。これにつきましては特定高齢者を対象に、精神科医の講演だとか、講話だとか、それから訓練のプログラムだとかというのを示しながら予防に備えていくというふうなことでございます。

それからふれあいサロンでございますが、今それぞれ各集会所等で行っていただいている方に対して、引き続きお願いするというふうなことで、1回あたり2,000円の助成をしながらやっていこうというふうなことでございます。

あと認知症の予防事業では群馬大学の先生から来ていただいて指導いただくというふうなことで、具体的なプログラム等を組んでいるというふうなことでございます。

岩野 松君 配食サービスとか、それから居宅の限度額というのはいくらなのかというのをお願いします。

それとじゃあもう1回一緒にしますが、ふれあいサロンは今度1回したら2,000円ずつ払うということで、今までとちょっと違う感じがしますけれど、こういうことで考えて本当によろしいのですか。やっているところにしてはいろんな疑義がありますので。

それと先ほど笛木議員が質問しまして、国の制度によって飛び越えて高くなる人が約1割近くこの市内に数字的には出るのだなということで、結構大きい影響額があるんですけど

も。それに対しては今のところしょうがないというふうに考えていいんですか。それとも何か手だてがあったらお聞かせください。

福祉課長 地域支援事業につきましては、限度額というのはございませんで、ただ先ほど言いましたように、これにつきましては地域包括支援センターのケアマネジメントを受けて利用するというふうなことになりますので、それによって上限が決められてくるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それからふれあいサロンの2,000円につきましては、18年度からはそういうことで1回あたり2,000円ということでお支払いしたいというふうなことでございます。

それから激変緩和につきましては、そういうことで18、19、2カ年で3年目に正規の保険料として据え付けていくというふうな考え方で、こういったやり方が妥当なんではないかなというふうに思っております。

寺口友彦君 では地域支援事業についてお尋ねいたします。介護予防ということでもいいサービスであると思うんですが、問題はそのサービスを提供する事業者が果たして必要となさっている方の近くにあるかということですね、サービスの提供事業者がどのくらいいられるのかということをお聞きします。

福祉課長 今回いろいろメニューを申し上げましたけれども、委託しなければならない部分というのは限られておまして、例えば機能訓練であれば社会福祉協議会の方へ委託したいというふうに思っております。それからパワーリハビリについては城内病院に委託したいというふうに思っております。

あと食の自立だとか、いろいろふれあいサロン等、これらは全く新たにメニューが発生したといことではなくて、今までやってきたいろんな教室だとかそういったサロンを、介護保険の事業のなかに取り込んで充実していこうというふうな考え方ですので。受け皿がないという考え方ではなくて、今の体制でやっていけると。ただ、今後のことを考えると、ボランティアの活用だとか、次のためにサポーターとしての育成ということが大事だかなというふうに思っております。

寺口友彦君 なるだけ必要とされる方が不便を感じないような、提供事業者の位置を確定していただければと思っております。それからもう1点は実は、大和病院の方に整形外科の方にリハビリセンターというのがございますので、そちらの方でやっていることは機能訓練ということで大分かぶる部分があるのではないかなと思うんですけれども、そこら辺の方は事業的に今、多少はお考えになったのかと思いますけれど。

福祉課長 私ども、介護保険のパワーリハビリについては城内病院の方をお願いすると。大和病院の方は医療部門での対応をするというふうなことで、そこら辺使い分けをしていきたいなというふうに思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。討論を行います。まず反

対の討論。

笛木信治君 第82号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計予算について反対の立場で討論をするものであります。私どもの党ではこの介護保険制度が発足する当時、この仕組みでは保険あって介護なしという事態にもなりかねない。あるいは負担の平準化ということも起こりうるということを指摘してまいりました。

まさに今、施設の待機者が100名を超えているというような事態もありますし、また利用料が高すぎて思うように限度額まで使いきることはできないというような声も聞く中では、やはり保険あって介護なしという事態も出はじめていると、私たちは考えているわけであります。

さらにこの保険料についてであります。これも給付費が増えて、いわゆる介護保険の総額が増えていけば増えていくほど保険料が上がる仕組みでありますから、向こう3年間のスパンで127億円を見込んで22パーセントの値上げが必要であると。確かに計算上はそうなるのだと思います。旧塩沢町では25パーセント。南魚沼市では21パーセントということではありますが、これがやはり昨今の経済状況の中では大変な負担になることは言うまでもないことでもあります。

しかも先の税制改正において影響を受けた方が、この介護保険ではさらにまた1,249人もの方が、それぞれこの25パーセント、22パーセント以外の部分で、税制の改革という部分での影響を受けながらこの負担をしなければならないという事態であるわけであります。

これに対して私どもは、この値上げ案について、値上げに反対であるから全面否定というほどのことは言いませんが、こうした急激な負担をする方について、市の方で考慮する、援助するという方針はやはりいたすべきではないかと思うわけであります。が、そうしたことがありませんので、耐えうる負担の程度だという答弁でありました。そこは賛成しかねるところでありますので、反対とするものであります。以上。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第82号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第82号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第83号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第83号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第83号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第84号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

下水道課長 (説明を行う。)

議長 質疑に入りたいと思いますが、質疑を予定される方。

(挙手あり)

手を挙げた方3人だということであれば質疑を行います。

質疑を行います。

牧野 晶君 177ページの・・・すみません、それは違った。一般会計繰入金についてですけど、大変失礼しました。407ページの繰入金についてです。公共下水道関連繰入金14億円についてです。昨日に引き続いてになりますが、考え方としてはこういう考え方でいいのかなと思うんですけど。約1億4,000万円集めて、約19億円の事業していると。そのなかに公共下水道のここの繰入があるんだから、約1割弱の7パーセントがそこらの負担をしているという考え方でいいじゃないかという答弁だったんですけど。そういう答弁になると、使用料がありますよね。下水道の使用料を払っているわけですよね。都市計画区域の人は。

それでさらに14億円の分の、20億円に対しての1億4,000万円払っているということは、でそれに対することということは都市計画税の0.2パーセントのうちの約4分の3はこっちにきているということになると思うんですけど。要は下水道の料金も払いつつ、都市計画税の0.15パーセント部分については下水道負担をしていると、市長の昨日の答弁だとそういうふうにも理屈的になってしまうと私は思うんですけど。その点ちょっと昨日に引き続いてしつこいようですが、考え方をお聞かせいただければと思います。

市長 昨日、財政課長も後の方で触れましたけれども、今まで投資をした都市計画事業というものは相当あるわけでありまして。その償還が相当ある、それも含めて。それで昨日議員は20億円に対しての、何ていいますか、いわゆる都市計画課の所管している部分に対してと言いましたが、そのうちのあれは事業費はそうありませんでしたけれども、10何億円は下水道会計で繰り出しているじゃないかと。その下水道そのものもほとんどが、いわゆる公共下水道が今まで主体になって整備されてきたわけで、その公共下水道をやれるというのは都市計画区域しかなかったわけでありまして。

ですからそういう恩恵を早く受けた、それも全部ありますし。ですからそういう面での都市計画税というのは率的にも妥当であろうと。公園もあるし、都市下水路もあるし、いろいろ他の地域にない部分、街路だって相当違う道路ができるわけですから。都市計画事業でやった道路と一般の公共でやった道路というのは相当の違いの出ている道路もあるわけですから。そういう恩恵は十分受けていますので、この都市計画税については妥当の線だろうと。もっと上げてもらってもいいくらいだかというような感じがするんですけども、そういう考え方があります。今までの投資額を見ていただければおわかりでしょうけれど、とてもとても都市計画税で賄っていけるなんていう部分のことではない、ということのひとつご理解いただきたい。

牧野 晶君 公共下水道については何回も言ったとおり 何回も言ったとおりというか、昨日に引き続いてになりますけれど。要は平米あたりの負担もしているわけですよ、下水に関しては。使用料もとっているわけなんで、それとそれは分けて考えてもらわなければ。要は住んでる私なんて農集だって公共下水だって何だっていいわけですよ。事業に違いがあるんですかというまず思いがある。

あと、塩沢でこういうふうな試算を出してもらったことがあるんですよ。要は都市計画税を今までいくら集めたんだという。確か約10億円。じゃあ都市計画の地域の事業にいくら使ったんだと。そしたら120億円だったわけです。120億円ね。そのなかに公共下水も入っているってわけですよ。まあ20億円なのか30億円なのか。それを省いていけば、10億円集めて、じゃあ仮に80億円であれば負担率というのは高いわけだし、またそのなかに要は県からの事業に対しても負担をしているわけですよ。その事業費のなかに含めて言っているわけですよ。

そういうふうになると、ちょっと違うんじゃないのかな。確かに全体的にいえば、都市計画の地域の道なんかはよくなったかもしれないですけど、でも本当に要望している点というのもある意味、町や市の施策の中で道をきれいにしていくのもあるわけですよ、そのバイパスというか幹線道路をつくるのにぼんと入れるのに。それと違う、要は地域の諸が本当に望んでいる事業というのはじゃあいくら使われたんだという負担と、事業の関係というのはしっかりと出してくださいという点では。今後出してください。

市長 そういう議論になりますと、じゃあ嫌ならそこに住まないでくださいということになってしまいうんですね。そういう議論になりますと。そういう市街地の一等地にい

る人はじゃあどこかに行ってくださいと。そういう議論になっちゃいますから、そこは押さえまして。ですからどういうお話をすればいいのか。

とにかくこれだけの事業を、私たちの地域だってやっとな水道が農集で入っているわけですね。それをいわゆるこの市街地の周辺の皆さん方は、もう10年も前からやっている。「経費負担でね、ある意味」の声あり）それは建設も負担も負担でありますよ。そういう制度的なこともずっとやってやっぱり優遇されていたわけでありますから、それはひとつご理解をいただかないと。じゃあ牧野議員は、都市計画税がいわゆるその率が高いというのか、それは払う必要がないというのか、どちらかわかりませんがそれだけの恩恵は十分あると思いませんか。「いやあ・・・」の声あり）そこはいいです。ただ、ここでそういう議論をずっとやっていけば2時間もかかりますから、いずれ後で1対1でちょっと時間のあるときにやりましょう。

関 昭夫君 420ページ、下水道事業費。牧野議員の都市計画税とは違うんですが、この下水道事業費。工事をやっていく下水道の整備をしていくという部分では、私は道路建設なんかの土木費なんかと同じ考え方だろうと。したがって分担金があるということで整備を進めているだろうと。生活環境をよくするという意味でのとらえ方でこれは間違いないというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

それと、そう考えたときに、今度付加価値として下水道の使用料、下水道を使うことによって使用料を払うと。当然必要だろうと思っています。利用していくうえではそこでの恩恵を料金として、使用料として払うということで問題はないと思っていますが。先般12月のときの一般質問で下水道料金を下げてはどうかという話をさせていただきました。

402～403ページの使用料の項を見ていただくと、全部で8億6,940万円ほどの収入見込みがあると。そういう中で今度、歳出の方の総務管理費からずっと続くわけですが、このなかに給与の分が入っていますが、これは下水道事業費の分も含まれているだろうと思います。単純にここから施設管理費までを足すと8億円程度。使用料で維持管理の分は賄われていると。黒字になっていると考えれば一番最初に言った、下水道事業費が公共事業であるとすれば、維持管理の分を使用料として負担すればいいのではないかと私は考えます。下水道料金の引き下げ、この年度からしろということじゃありませんが、将来に向かってのお考えを伺いたいと思います。

市長 前回のときも申し上げましたが、今、建設が25年、大和地域は22年という予定でありますけれども、これが終われば今度は維持管理主体に入りますので、当然ですがその中で料金の値下げができればこれはやっていきたいと思っています。ただ建設途中は、じゃあ一律に下げるかと言われると やっぱり下げるときは一律じゃないと非常に難しいものですから、そこがまだちょっと見通しが立たないということでもあります。

県の方の、県といいますかあそこの公社の方の料金は、今年79円くらい下げると言ったんですけど、さっき言ったようにちょっといろいろありまして下がりませんが、来年度は確かそういうかたちで下がってくるだろうと思っています。そういう中で、実質的にも

う運営が下げて可能だという判断が出れば、いつでも下げます。ただ、ちょっとまだそこまでは建設がまだまだもうちょっとありますので、今下げて、そしていわゆる市債を増やしたり、そういう部分にはなっていないだろうと。今下げれば必ず起債分が増えますから、公債分が、今は。職員がもっとぐっと減員でもされれば別ですけど、なかなか今はそういうこともできないし。いろいろ工夫をしながらなるべく早い時期に、これはやっぱり水道と同じですから下げられる方向を模索していきたいという考えには変わりありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 他に。簡潔に願ひます。

若井達男君 はい、極めて簡潔に、まず1点。5期、6期地区、六日町。この事業認可を新年度で出すというなかにあわせて面積の拡大ということがあるわけです。やはり一番気になるところは、旧六日町地区であれば25年度完了と、大和で22年という説明だったわけですが、これもただ当初と違ってきたのは健全計画が出てきたこと。これらを全て含んだ中で25年度の完成はどんなものか。やはり1年、もしくは2年ずれ込むのか。その辺をひとつお聞かせください。

そしてあわせて一般会計のなかにGISの構築、そこに下水が4年間10分の10で1億円入ってくるわけです。そのうち全てではないわけですが、この下水についてはこういった構築がGISでされるのか。

そしてもう1点が大和下水処理場の汚泥をエコプラント魚沼、隣のそちらに持っていく量があるわけですが、これは極めて1万5,000円と1万円で大分安い。これはずっと負担金をエコプラントの方に市として払うことによって継続可能なのであるかどうか。またそれ以外の持込が可能なのであるか。環境センターの持込がトン1万5,000円、そして上の原特環の生汚泥をこれが120トンほどですか、持ち込まれるという説明があったわけですが、その辺の処理場の方の持込の関係をひとつお聞かせください。

あわせて可燃ごみの生ごみ処理場、そこには年間を通してどれだけの脱水後の浄化槽の汚泥持込があるか。その3点をひとつ願ひします。

市 長 下水道の完了予定であります、極力この予定を延ばしたくはないという思いであります。しかし、これはまだ断言がちょっとできません。18、19くらいまで、今年度、来年度あたりの財政状況を見させていただいてということになります。一時は、そういうことをきちんと皆さん方にお話申し上げたわけであり、極力それを守っていけるように努力させていただきたいと思っています。

下水道課長 それではまず最初にGISの下水の構築されるものということでございます。大和地区につきましてもまず分担金、負担金の付加をした部分の、その内容が構築されますし、現場でできた平面図、そして縦断面図、そして柵の位置、そしてマンホールの位置、高さ等が全部入ります。そういうかたちの中で、ほぼそのGISを開ければ、もう何年度にこの地区をやったとか、ここに柵があるとか、この家はここにあるとか、そういうのは全部構築されたり、先ほど申し上げました負担金はこの部分にまで付加をしたとか。あと色を塗

ってないところは残っていると、そういうのが構築されるというものでございます。

あと大和の污泥のエコプラントの方でございます。これにつきましては、旧合併前の大和町が、小出郷の方へ入ってきたということの中でございますので、小出郷といいますかエコプラントの方では、なるべくいっぱいよこしてくれないかというのがあります。ありますが、当時この衛生センターの溶融炉を建設するときに、旧大和もこちらの方に参画するというところでやっておりまして、平成22年度の污泥の量、計画污泥、その量によって建設費の負担金、負担を精算しましょうという協定になっております。それが今現在、大和、六日町、塩沢と1市になりましたが、ただ湯沢町がひとつ残っているということでございますので。その辺の污泥の計画の差が出てくると、建設負担金の今まで払った部分の精算が出るということでございますので。

私どもとすれば、1万5,000円と1万円では倍半分消えますから、できれば向こうのエコプラントにやりたいんですが、衛生センターの方にもちょっとは貢献しないと、あこが赤字になったとかそういういろいろになると困ると。そういうことのなかで計画的に、若干エコプラントが多いですが、353トンについては年々の大和の計画の量を持ち込むというかたちで算出しております。年々こう20~30トンずつは衛生センターの方は増えております。

そういうかたちでエコプラントの方ではそれ以外可能というのは、大和地区の処理場の脱水であれば、構いませんよと。ただ六日町地区の農集の脱水を持って来いとか、そういうのは聞いてはおりません。大和地区の部分ということで考えております。

あと、生ごみの污泥ということでございますけれども、生ごみといいますか当然農業集落排水については生污泥。あと、五十沢西部とか、城内西部、それは脱水機がございまして、それは脱水污泥にしているということでございます。先ほど申し上げましたように、生污泥について年間4,200トンを持って行っているということでございますので、生污泥が1トン2,800円でしょうか。そういうかたちの中で計画しております。生污泥については今後、五十沢東部が供用開始になれば若干増えてくるのかなと。あとについてはもう完了しているということで、接続によっては増えてくるという考え方をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

若井達男君 市長の今ほどの25年度はやはり当初目的であります。市民の願うところもやはり目線はそこに行っておりますので、これはできるかぎりの努力でそういった完了をお願いしたいというふうに考えています。答弁は結構です。

G I Sですが、これはそうするとまだ料金体制までは構築されていない。今年度18年度でやる分については図面関係、それから配管の位置、マンホール、全てそういったということで。そうするとしかしながらやはりひとつ目指すところはこの上下水道の料金扱い等も、当然一戸ずつからもうすぐぱっと開けば出るというのが、G I Sの一番 地理ですから、図面ですから の情報システムです。そういうものについては今のところ考えはあるのかないのか。あったとしたらいつくらいからそういったものの構築に取りかかるか。その辺をひとつお聞かせください。

浄化槽の汚泥についてはわかりました。

下水道課長 料金体制につきましては今現在、水道料金と同時にしておりますので、当然その部分はそのGISじゃなくて、別のシステムの中で料金体制を作っております。お客様番号を入れれば料金がぱっと出てくると、そういう構築しております。このGISの中でこれをまた一緒に入れるとかそういうものではなくて、別に料金体制については構築してあるということでご理解していただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第84号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第84号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会にすることに決定しました。明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時55分)